前橋市個人情報保護審査会(第76回)会議資料

目次

1	個	人情報取扱	事務	開	始届	冒等	1=-	つし	17	-																										
	(1)	届出期間•		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	2
	(2)	届出件数•		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	2
	(3)	届出内容•		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	2
	ア	個人情報	取扱	事	務開	開始.	届		•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	 	•	•	•	•	2
	イ	個人情報	取扱	事	務刻	更到	届		•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	 	•	•	•	•	8
	-	個人情報							_																											
	エ	個人情報	目的	外	利用	等	届出	出書	 	(目	的	外	提值	供)					•	•	•		•	 	•	•	•	•	•	•	 	-	•		1	1

2 個人情報取扱事務開始届等について (1) 届出期間 令和3年4月21日~令和3年9月30日

- (2) 届出件数 開始届25件 変更届7件 目的外利用等届出書544件(目的外利用15件、目的外提供529件)

(3) 届出内容 ア 個人情報取扱事務開始届

<u> </u>	<u> 個人情報取</u>	<u>≀扱事務開始届</u>											
No	. 事務の名称	所掌組織名	事務の目的	根拠法令等	対象者の範囲	開始年月日	保管方法	基本的な記録項目	その他記録項目	委託又は指定 管理者による 管理	収集先	経常的な目 的外利用等	による情報 の提供
1	少年の主張開 催業務	教育委員会教育委員会事務局青少年課	少年の主張参加中学校 代表者の確認		少年の主張参 加中学校代表 者	平成10年4月1日	文書 電子記憶媒体	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 □生年月日 □住所	所属中学校、学年	無	·本人	無	無
2	災害救援物資 贈呈業務	市民部 生活課	本人からの申請及び消 防局からの火災速を るに対した るに対した 者に対け持を贈呈 教援物資を贈呈す	の贈呈及び保 管に関する配 備要綱			文書 電子記憶媒体	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所		無	·本人 ·本人以外(条 例第6条第2項 第7号該当)消 防本部		無
3		建設部 公園管理事務所	特定等	カメラの設置 及び運用に関 する要綱	録範囲の公園 施設利用者	平成24年9月24日	電子記憶媒体	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	無	・本人以外(条 例第6条第2項 第9号該当)防 犯カメラからの 収集		無
4	読書活動推進 事業関係	教育委員会事務局 図書館	図書館業務の各種イベント、講座の円滑な運営を図るため。		師及びボラン ティア	平成25年4月1日	文書 電子記憶媒体	□その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	郵便番号、電話番号、Eメールアドレス、学年、口座情報		·本人		無
5	平経援農営事務 2 体業者育)関東 (支) (政) (政) (政) (政) (政) (政) (政) (政) (政) (政	農政部農政課	平よ必農すの体綱農支度体に体金業及を業る成り要業農再育、業援被育つ育交にび行をの負債権の表達を経業建成中者事農支で大変要すのこ別を業と、実理体とは、実定体とは、実定体とは、実定体とは、実定体とは、実定体とは、実定体とは、実定体とは、実定体とは、とにてでた設営要災成年営施営助事援査農とにてでた設営要災成年営施営助事援査農ににでた設営要災成年営施営助事援査農	経営体育成支 援事業者向け支 農体育成支援 事業)助成金	経営体育成支 援事業(被災 農業者向け経 営体育成支援	平成26年7月1日	文書 電子記憶媒体		電情関金号人(積分加番(大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	無	·本人	無	無

No						対象者の範囲		保管方法		その他記録項目	管理	収集先		による情報の提供
6		坡保護者健康業	福祉部 社会福祉課	被保護者の健康管理支援を行う		受診者、がん検診受診者	令和2年4月1日	文書電子記憶媒体	☑任所	郵号日求体囲防LGPニG空A蛋マ色数小薬脂(病総リムレ便、、日重、、、P、ンF腹1白ト素、板(質高、合ッ判べ番行受診身B圧DO、清血、R時で、ク量白数血)血脂判ク定ル電、号、I中、一レ尿 、糖血ト血数煙血療糖常メド健電、号、I中、一レ尿 、糖血ト血数煙血療糖常メド健電、号、I中、一レ尿 、糖血ト血数煙血療糖常メド健電、号、「性」 Gア酸 H、、、球、 糖中尿症シロ指番診請 腹脂D Tチ、 b尿ヘ血 血服、		·本人	無	無
7	百月		環境部 環境森林課		砕機利用費補 助金交付要項	砕機利用費補 助金の申請者		文書 電子記憶媒体	☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	電話番号、市税 の納税状況、ロ 座情報		·本人	無	無
8	튭	新しい時代の 高等学校在り 方検討委員会	教育委員会事務局 学校教育課	新しい時代の高等学校 在り方検討委員会の設 置、各種会議開催のた め	高等学校在り	高等学校在り	令和3年6月1日	文書		口座情報(金融機関、預金種別、口座番号、口座名義)	無	·本人	無	無
9	食	前橋市立図書 館新本館構想 策定プロジェ クト	教育委員会事務局	同プロジェクトのワー キンググループに公募 で市民を募集するため	館新本館構想	市内在住、在	令和3年5月31日	文書 電子記憶媒体	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所		無	·本人	無	無

No). 	事務の名称	所掌組織名			対象者の範囲		保管方法	基本的な記録項目		委託又は指定 管理者による 管理	以未 儿	経常的な目 的外利用等	による情報の提供
10	; 1	子育支援等(子活支援事業 付金世帯分)		子育て世帯生活支援特別給付金の支給のため		活支援特別給	令和3年6月15日	文書電子記憶媒体	□個人番号 ☑ その ☑ 代生 図 世生年 図 位生所	児(開要払分世情受養話報報(除況申履童(了由童認始件履、帯報給義番、)所状、告歴扶受年)当年月当、象報受格者、的課状、養紀、手状、結月、日認児、給者)口年稅況課状、特当沢認報日支、定童所者、、座金情、稅況異別情、定報日支、定章所者、、座金情、稅況異別情、定報任支、定章所者、、座金情、稅況異別情、定報任支、定章所者、、座金情、稅況異別情、定報任支、定章所者、、座金情、稅況異別情、定報任責稅。	無	·本人 ·実施機関内 (子育市民税課) 管書福祉課)	無 	無
1	į	アーツ前橋あ り方検討委員 会	市長 文化スポーツ観光部 文化国際課	アーツ前橋等集した 作品の紛失事なな け、中長的なを り方を検 るるを目的に設 るる委員会におい るる個人の情報を取 うため。		アーツ前橋あ り方検討委員 会委員	令和3年6月24日	文書 電子記憶媒体	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	電話番号の機関の関係を表現である。 ののでは、	無	·本人	無	無
12	2	新型コロナウ イルス感染症 生活困窮者自 立支援金給付 事務	福祉部	緊急小口資金等の特例 貸付を利用できない世 帯で一定要件を満たす 生活困窮世帯に対し、	ロナウイルス	等の特例貸付 を利用できな い世帯で一定	令和3年7月1日	文書 電子記憶媒体	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	世帯、流流、流流、水、流流、水、水、水、水、水、水、水、水、水、水、水、水、水、水	無	·本人 ·本人以外(条 例第6条第2項 第1号該当)群 馬県社会福祉協 議会	無	無
13	I I	前橋市中央児 童遊園入退館 システム管理 業務		前橋市中央児童遊園の 利用者の利便性を向上 させるため。		前橋市中央児童遊園利用者	平成3年7月5日	電子記憶媒体	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所		E H E E E E E E E E E E E E E E E E E E	·本人	無	無
14		キャッシュレ ス投票カード 会員登録業務	産業経済部	キャッシュレス投票の 導入により、既存のお 客様だけでなく新しい ファン層にも競輪事業 に対する興味を持って もらうため。	競走キャッ シュレス投票	ス投票カード	令和3年8月14日	文書 電子記憶媒体	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	電話番号(携帯 電話)、メール アドレス、 キャッシュレス 投票時に使用す る暗証番号	[全部委託]	·本人	無	無

	事務の名称		事務の目的		対象者の範囲		保管方法		その他記録項目	管理	収集先	経常的な目 的外利用等	による情報の提供
15	被害者等支援	総務部 防災危機管理課	「前橋市犯罪被害者等 支援条例」制定にあた り、市民等の意見を広 く募集するため。			令和3年8月23日	文書 電子記憶媒体	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	在住・在勤・在 学の別、利害関 係を有する理 由、条例制定に 対する意見		·本人	無	無
	自治会関係イ ベントホーム ページ掲載事 務	市民部 生活課	自治会活動支援のため、市ホームページ上に自治会主催のイベント情報を掲載する。		者	令和3年9月1日	文書 電子記憶媒体	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	電話番号、メールアドレス		·本人		無
17	前橋市デマンるにいる。は、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	未来創造部 交通政策課	前橋市デマンドバスのシステム変更に伴い電話予約での利用者が円 滑に利用できるよう 前登録を受け付ける。		前橋市デマン ドバス利用者 	令和3年9月6日	文書 電子記憶媒体	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	電話番号	[一部委託] 運行事業者 (予約受付業 務)	·本人	無	無
	し協力隊イン ターン事務	文化スポーツ観光部 観光政策課	託に用いるため	移住定住促進 事業地域 は は は は の 一 ン 実 綱		令和3年9月16日	文書 電子記憶媒体	☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	号、EーMa i ーアドレス経歴、 族構成、経歴、 資格、健康状態、容姿	無	·本人		無
	キャンペーン	文化スポーツ観光部 観光政策課	キャンペーンの当選者に賞品を発送すること		の当選者	令和3年9月25日	文書 電子記憶媒体	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □位所	電話番号	無	・本人		無
	コンテスト	文化スポーツ観光部 観光政策課	写真コンテストで入賞 した作品に郵送で賞品 を発送すること。		卜入賞者	令和3年9月26日	文書 電子記憶媒体	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □位所	電話番号	無	・本人		無
21	前橋駅公衆便 所防犯カメラ 設置・運営事 業	環境部	公衆便所における設備 破損等の迷惑行為及び 犯罪の抑制するため。	前橋駅公衆便 所防犯カメラ の設置及び運 用に関する要 綱	録範囲(公衆 便所出入口)	令和3年9月30日	電子記憶媒体	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	無	・本人以外(条 例第6条第2項 第9号該当)防 犯カメラからの 収集	無	無

). 事務の名称	所掌組織名	事務の目的	根拠法令等	対象者の範囲		保管方法	基本的な記録項目	その他記録項目	管理	収集先	経常的な目 的外利用等	による情報 の提供
22	? まえば も ま 業 子 宅		新染症の特別では、大きなに変し、大学に対して、大学に対して、大学に対して、大学の対して、大学の対して、大学の対して、大学の対して、大学の対して、大学の対して、大の対し、大学の対し、大きなが、変配見る家ののと、大の対し、大きなが、変配見る家ののと、大きない、変配は、大きなが、変配は、大きなが、変配は、大きなが、変配は、大きなが、変配は、大きなが、変配は、大きなが、変配は、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが	も見守り宅食	対策地域協議	令和3年10月1日	電子記憶媒体	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	年齡、連絡先	【特動会に食び等前祉象る布状 一定法:対材配の橋協世食、況 部非人対すの布状市議帯材児確 記三象る準、況社会にの童認 記載、別報会に対配等活 帯布及童認福対す の	·実施機関内 (社会福祉課)	無	無
23	まえばし子 も見守り宅 事業		新型の外子見に 大型の外子見に 大型の外子見に 大型に 大型に 大型に 大型に 大型に 大型に 大型に 大型	も見守り宅食	対策地域協議	令和3年10月1日	文書電子記憶媒体	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	勤務先、在籍す る園所名及び学 校名、続柄		·本人 ·実施機関内 (社会福祉課)	無	無
24	財産施設入 措置事務	所 福祉部 子育て支援課	助産施設として認可受けた施設に妊産婦を受けること。			令和3年10月1日	文書電子記憶媒体	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	入助産施望柄状の(は本を号籍病体力結歴居業業産状所産予設す、況加以、人実、、歴的、婚、住・・・況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	無	·本人	無	無

N). 事務(の名称	所掌組織名	事務の目的	根拠法令等	対象者の範囲	開始年月日	保管方法	基本的な記録項目	その他記録項目	委託又は指定 管理者による 管理	収集先	経常的な目 的外利用等	情報提供ネットワーク による情報 の提供
2	営基語の促送る基準	市盤進本案ッにのである。	農政部 農政課	前橋市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定にあたり、市民の意見を広く募集するため。		意見提出者	令和3年10月4日	文書 電子記憶媒体		構想(案)に対する意見	無	·本人	無	無

イ 個人情報取扱事務変更届

Nο	事務の名称	<u> </u>	変更年月日	変更前の内容	変更後の内容	理由
1	母子保健事務		平成24年12月1日	【個人情報の記録項目(その他の項目)】 電話番号、健康状態・病歴	【個人情報の記録項目(その他の項目)】 左記に以下の項目を加える。 職業、年齢、国籍、分娩予定日、妊娠週数、多胎の有無、健康診断の有無、医師又は助産師の診断内容、出産経験、身長、体重、婚姻状況、父の氏名・年齢・職業以下の書類に記載れている個人情報 (在留カード(写)、パスポート(写)、妊娠届(写)、母子健康手帳妊娠経過のページ(写))	実情に併せて内容を見直すもの。
2	介護保険制度 に係る要介護 認定及び要支 援認定に関す る事務	福祉部 介護保険課	令和3年4月1日	【個人情報の記録項目(その他の記録項目)】 電話番号、健康状態・病歴、障害、身体的特性・能力、 家族状況、親族関係、居住関係	【個人情報の記録項目(その他の記録項目)】 左記に「医療保険被保険者番号等」を加える。	介護保険法施行規則の一部改正により、要介護認定及び要支援認定の申請書の記載事項に、医療保険被保険者番号等を追加することとなったため。
3	前橋競輪にお ける招待者証 交付事務	市長 産業経済部 公営事業課	令和3年10月1日	個人情報取扱事務の名称】 前橋競輪における招待者証交付事務 【個人情報の対象者の範囲】 招待証申請者 【個人情報の記録項目(その他の項目)】 電話番号	【個人情報取扱事務の名称】 前橋競輪における招待状送付事務 【個人情報の対象者の範囲】 招待状送付希望者 【個人情報の記録項目(その他の項目)】 なし	個人情報取扱事務の名称及び個人情報の対象者 の範囲:招待者席の廃止に伴い、特別競輪開催 時にのみ招待状を送付する扱いとするため。 また、実情に併せて内容を見直すもの。
4	火災等即報	消防長 消防局 通信指令課	平成18年4月1日	【個人情報の経常的な目的外利用・外部提供先】 生活課 資産税課	【個人情報の経常的な目的外利用・外部提供先】 左記に「防災危機管理課」を加える。	実情に併せて内容を見直すもの。
5	介護予防・日 常生活支援総 合事業(新し い総合事業)	市長 福祉部 長寿包括ケア課	令和3年3月8日	【個人情報の対象者の範囲】 65歳以上の高齢者と40歳以上65歳未満の要支援認 定を受けた者	【個人情報の対象者の範囲】 左記に「介護予防の取組を支援する者」を追加する。	実情に併せて内容を見直すもの。
6	住登外宛名の 住所表示制限 事務)		令和3年8月11日	【個人情報取扱事務の目的】 住登外者でDVや児童虐待等を受けている方の住所漏え いを防止するため、基幹情報システム上の住所を表示し ないよう設定する。 なお、DVや児童虐待等の対象者の情報については、め 所属で収集を行っているため、資産税課が取りまと。 行い、基幹情報システムへの入入資産税課、下民課、下日課、 対象所属(収納課、市民税課、資産税課、市民課课保険 課、長寿包括ケア課、「学校教育 課、国民健康保険課、農政課、建築住宅課、学校教育 課、総合教育プラザ、農業委員会事務局、社会福祉課、 障害福祉課、四支所市民サービス課)	【個人情報の対象者の範囲】 左記に「職員課」を追加する。	職員課が宛名管理システムの利用を開始したことで、新たに対象者の個人情報を収集する所属となったため。
7	介護予防・日 常生活支援 合事業 (い総合事業)		令和3年10月1日	【個人情報の記録項目(その他の記録項目)】電話番号、FAX番号、心身の状態(健康状態・病歴・障害・身体的特性・能力)、家族状況、親族構成・続柄、緊急連絡先、住居関係、生活歴(婚姻・離婚・職業・職歴)、公的扶助、納稅状況、介護保険院で、介護保険給付状況、生活状況、生活機能・QOL、体力測定結果、介護保険料額および納入状況、メールアドレス【個人情報(特定個人情報を除く)の経常的な目的外利用・目的外提供先】無	有(条例第8条第2項第1号該当)	「事業対象者選定のための基本チェックリスト項目」は「心身の状況」に、「介護保険被保険者番号」は「介護保険認定」に含まれるものとして収集していたが、外部提供を行うに追加する。 個人情報の経常的な目的外利用・目的外提供先の変更については、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和3年4月1日施行)において、市町村の地域支援事業により、「認定ソテ2021」を通じて、国へ該当情報の提供を行うため変更を行う。

ウ 個人情報目的外利用等届出書(目的外利用)

_		的外列用等曲山音	(- 437)	1773/						
No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先
1	個人市県民税 賦課事務	市長財務部市民税課	□利用□提供	□一時的 ☑時限的 □経常的	令和3年7月1日か ら令和4年3月31日 まで	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	所得状況、控除状況、課税状況、扶養状況、 申告状況、異動履歴	「前橋市子育て世帯生活支援特別給付金事業 (その他世帯分)実施要綱」に基づいて、申 請者が支給対象になるかどうかを審査する際 に、申請者及び配偶者の所得課税状況等を参 照する必要があるため、子育て支援課に提供 するもの。	条例第8条 第2項第1 号	子育て支援課
								公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第11条		
2	児童手当支給 事業	市長 福祉部 子育て支援課	□提供	□一時的 ☑時限的 □経常的	令和3年7月1日か ら令和4年3月31日 まで	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	認定年月日、開始年月、支給要件該当日、支 払履歴、認定区分、対象児童、世帯情報、所 得情報(受給者・受給資格者、扶養義務 者)、電話番号、口座情報、公的年金情報	「前橋市子育て世帯生活支援特別給付金事業 (その他世帯分)実施要綱」に基づいて、申 請者が支給対象になるかどうかを審査する際 に、児童手当受給状況等を参照する必要があ るため。	第2項第1	子育て支援課
								公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第11条		
3	特別児童扶養 手当支給事務	市長 福祉部 障害福祉課		□一時的 ☑時限的 □経常的	令和3年7月1日か ら令和4年3月31日 まで	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	受給状況、開始年月、終了年月、認定理由、 対象児童名、口座情報	「前橋市子育て世帯生活支援特別給付金事業 (その他世帯分)実施要綱」に基づいて、申 請者が支給対象になるかどうかを審査する際 に、特別児童扶養手当受給状況等を参照する 必要があるため。	第2項第1	子育て支援課
								公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第11条		
4	理美容所開設 関係事務	市長 健康部 衛生検査課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月31日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所		地方税法第20条の11に基づき、固定資産税(償却資産)賦課事務に必要なため。	条例第8条 第2項第1 号	資産税課
5	高額療養費支 給事務	市長 健康部 国民健康保険課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月18日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	高額療養費支給実績、銀行口座	保護の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行に必要なため、同法第29条に基づき照会があったため	第2項第1	前橋市福祉事務所
6	軽自動車税賦 課事務	市長 財務部 市民税課	□提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月15日	□個人番号 □名の他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	納税通知書返戻状況、現地調査の結果	市民課へ住民実態調査(住民基本台帳法第34条)を依頼するため。	条例第8条 第2項第1 号	市民課
7	固定資産税賦 課事務	市長 財務 資産税課	□提供		令和3年4月1日から	□個人番号 □ 名の他識別番号 □ 大名 □ 性別 □ 生年月日 □ 全年所	償却資産申告内容	前橋市園芸施設被覆材等張替支援事業補助金 の交付に必要なため	条例第8条 第2項第2 号	農政課
8	徴収関係事務	市長 財務部 収納課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月27日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	市税の本税及び延滞金の滞納の有無(無)	前橋市園芸施設被覆材等張替支援事業補助金 の交付には「市税に滞納がないこと」が必須 条件となり、審査の判定に必要なため。		農政課

No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供	目的外提供先
110.									を行う根拠	
9	徴収関係事務	市長 財務部 収納課	□提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月10日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	市税の本税及び延滞金の滞納の有無(無)	前橋市園芸施設被覆材等張替支援事業補助金 の交付には「市税に滞納がないこと」が必須 条件となり、審査の判定に必要なため。	条例第8条 第2項第2 号	農政課
10	徴収関係事務	市長 財務部 収納課	□提供	□時限的 □経常的	令和3年6月29日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	市税の本税及び延滞金の滞納の有無(無)	家庭用資源・ごみ収集カレンダー広告掲載に伴い「市税に滞納がないこと」が必須条件となり、審査の判定に必要なため。	条例第8条 第2項第2 号	ごみ減量課
		財務部 資産税課	□提供	□時限的 □経常的	令和3年6月17日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	固定資産所在地名・地番・地目・地積・評価額・固定資産税課税標準額・都市計画税課税標準額・固定資産税相当額・都市計画税相当額(税額証明書)		条例第8条 第2項第2 号	公園管理事務所
12	介護保険制度 に係る保険給 付に関する事 務	福祉部	☑利用 □提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月18日	□個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 住所	入所施設名称、入所施設住所	国民健康保険が実施する特定健康診査において、一定の施設に入所している人を対象者から除外するため。	条例第8条 第2項第5 号	国民健康保険課
13	介護給付費等 支給決定事務		□利用□提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月13日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 □性知 □生年月日 □住所	入所施設名称、入所施設住所	「高齢者の医療の確保に関する法律」第20条第1項により実施する特定健康診査にいて、「基準」第2条第1項により実施する特定保健導の実施に関連する基準」第3条第1項により、「「「障害」では、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で	条例第8条第2項第5号	国民健康保険課
	生活困窮者自 立支援制度事 務	福祉部 社会福祉課	□提供	☑時限的 □経常的		□その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	年齢、連絡先	社会福祉課が新たに実施する「まえばし子ども見守り宅食事業」の対象世帯を生活困窮者 自立支援制度で支援している世帯の中から選 定するため	条例第8条 第2項第5 号	
15	家庭児童相談 業務	市長 福祉部 子育て支援課	□提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月4日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 □性別 □住所	入所施設名、入所施設住所、住民登録の有無、退所時期、転居転出状況	「高齢者の医療の確保に関する法律第20条第1項」「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項」「平成20年厚生労働省告示第3号」「高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から第5号」に基づき、国への報告に必要なため。	条例第8条 第2項第5 号	国民健康保険課

工 個人情報目的外利用等届出書(目的外提供)

<u> </u>	<u> 個人情報日</u>	<u>的外利用等届出書(</u>	目的外货	<u> 供) </u>							
No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠		オンライ ン結合に よる提供
	住事ドクンカ児こる者指民務メ・ス一童れ行保護基にスバ、行虐ら為護本おテイス等及準被支にのの、、のでは、のの、のでは、のの、のでは、ののでは、ののでは、のでは、のでは、	市民部	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月30日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	本籍、筆頭者、支援措置申請の有無(無)	表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項及び同法第8条に基づき、不明土地の所有者等を探索する必要があるため。	第2項第1	福島地方法務 局	#
	墓地等経営許 可関係事務	市長 健康部 衛生検査課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月2日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	墓地の所在地、面積、許可年月日、許可番号	前橋地方法務局が表題部所有者不明 土地の登記及び管理の適正化に関す る法律第8条に基づき、表題部所有 者不明土地の調査を行うため。	第2項第1	前橋地方法務局	無
	印鑑登録及び 証明に関する 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月28日	□個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 住所	電話番号	遺失物法第12条に基づき、遺失者 へ返還するため。	第2項第1 号		無
4	印鑑登録及び 証明に関する 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月9日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	電話番号	遺失物法第12条に基づき、遺失者 へ返還するため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
	印鑑登録及び 証明に関する 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月12日	□個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 住所	電話番号	遺失物法第12条に基づき、遺失者 へ返還するため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
6	印鑑登録及び 証明に関する 事務	市長 市民部 市民課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月20日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	電話番号	遺失物法第12条に基づき、遺失者 へ返還するため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
		市民部市民課	☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月3日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所		遺失物法第12条に基づき、遺失者 へ返還するため。	第2項第1 号		
	印鑑登録及び 証明に関する 事務		☑提供	□時限的 □経常的		□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	電話番号	遺失物法第12条に基づき、遺失者 へ返還するため。	第2項第1 号		
9		市長 福祉部 社会福祉課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月9日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	保護決定履歴、保護の種類、続柄、世帯状況	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第12条 に基づく照会の回答に必要なため。	第2項第1		無

No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
	農地法事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月1日	□その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	所有権以外の権利(地上権・永小作権・質権・使用貸借による権利・賃貸権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の設定に関する許可)の有無(無)、農地転用許可の有無(無)	該当農地の情報が必要なため(民事 執行法第18条 官庁等に対する援 助要請)。	号	前橋地方裁判所	無
11	生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月3日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	保護決定履歴	地方税法第20条の11に基づく市 税滞納整理上必要なため。		埼玉県本庄市 収納課	無
12	生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月27日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	生活保護の受給有無、保護の種類	地方税法第20条の11の規定に基づく照会のため。		長野県総合県 税事務所	無
13	生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月31日	□ 個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 全年所	生活保護受給の有無(無)	地方税法第20条の11に基づく照 会のため。(県税の滞納処分の執行 停止に関する調査のため必要)		愛知県名古屋 南部県税事務 所	無
14	生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月30日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	職業、保護の種類、保護決定履歴	地方税法第20条の11の規定に基づき、調査上必要なため。		北群馬郡吉岡 町長	無
15	国民健康保険 税賦課事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月20日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険税賦課状況	地方税法第20条の11に基づき照会があったため。		東京都品川都税事務所	無
	国民健康保険 税賦課事務	健康部 国民健康保険課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月20日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険税賦課状況	地方税法第20条の11に基づき照会があったため。		東京都立川都税事務所	無
17	国民健康保険 税賦課事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月14日		国民健康保険税賦課状況	地方税法第20条の11に基づき照 会があったため。		東京都江東都税事務所	無
18	国民健康保険 税賦課事務	市長 健康部 国民健康保険課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月14日		国民健康保険税賦課状況	地方税法第20条の11に基づき照 会があったため。	条例第8条 第2項第1 号	東京都中央都 税事務所	無
19	国民健康保険 税賦課事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月25日		国民健康保険税賦課状況	地方税法第20条の11に基づき照 会があったため。		東京都板橋都 税事務所	無

No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
20	国民健康保険 税賦課事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月24日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険税賦課状況	地方税法第20条の11に基づき照 会があったため。		東京都中央都 税事務所	
21	国民健康保険 税賦課事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月10日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険税賦課状況	地方税法第20条の11に基づき照 会があったため。		大阪府泉佐野 市国保年金課	無
22	国民健康保険 税賦課事務	市長健康部国民健康保険課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月25日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険税賦課状況	地方税法第20条の11に基づき照 会があったため。	第2項第1 号	市国保年金課	
23	国民健康保険 税賦課事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月24日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険税賦課状況	地方税法第20条の11に基づき照 会があったため。		東京都板橋都税事務所	無
24	国民健康保険 税賦課事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月21日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険税賦課状況	地方税法第20条の11に基づき照 会があったため。		東京都品川都税事務所	無
25	国民健康保険 税賦課事務	市長健康部国民健康保険課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月30日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険税賦課状況	地方税法第20条の11に基づき照 会があったため。		東京都大田都 税事務所	無
26	国民健康保険 税賦課事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月30日	□ 個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 位所	国民健康保険税賦課状況	地方税法第20条の11に基づき照 会があったため。		東京都港都税 事務所	無
27	国民健康保険 税賦課事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月30日	□ 日本	国民健康保険税賦課状況	地方税法第20条の11に基づき照 会があったため。		東京都練馬都 税事務所	無
28	国民健康保険 税賦課事務	市長 健康部 国民健康保険課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月22日	□個人番号 □ その他識別番号 □ 大名 □ 性別 □ 生年月日 □ 付所	国民健康保険税賦課状況	地方税法第20条の11に基づき照 会があったため。	条例第8条 第2項第1 号		無
29	国民健康保険 税賦課事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月22日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険税賦課状況	地方税法第20条の11に基づき照 会があったため。		東京都江戸川都税事務所	無

											オンライ
No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	ン結合による提供
30	国民健康保険 税賦課事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月22日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険税賦課状況	地方税法第20条の11に基づき照会があったため。	条例第8条 第2項第1 号	東京都目黒都税事務所	
31	前橋市特別定 額給付金支給 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月10日	□個人番号 □その他識別番号	入金の有無、給付金支給日、口座情報(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義)、給付金支給額		条例第8条 第2項第1 号	墨田区役所 税務課	無
32	査察対象物台 帳	消防長 消防局 北消防署	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月7日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 □住所	資格情報	地方税法第20条の11に基づき照会があったため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋行政県税 事務所	無
33	介護保険制度 に係る要介護 認定及び要支 援認定に関す る事務	福祉部	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月26日	☑氏名	認定申請年月日、申請区分、要介護状態区分、認定有効期間、電話番号、受診医療機関、心身の状況、生活状況、サービス利用状況	弁護士法第23条の2に基づく照会に回答するため。	第2項第1 号		
34	介護保険制度 に係る要介護 認定定に関す る事務	福祉部	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月15日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	認定申請年月日、認定年月日、要介護状態区 分、認定有効期間	弁護士法第23条の2に基づく照会に回答するため。	条例第8条 第2項第1 号	群馬弁護士会	無
35	前橋市特別定 額給付金支給 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月10日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	給付先口座情報(金融機関名、支店名、口座 番号、口座名義)	弁護士法第23条の2に基づく照会 に回答するため。	条例第8条 第2項第1 号	群馬弁護士会	無
	平成26年度 経事業者 農業者育成被 農業者 関連 関連 事業) 関連 の で の で の で の で の で の で り で り で り で り で	農政部農政課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月12日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 □住所	農地情報(地番・面積)、交付実績(無)	弁護士法第23条の2に基づく照会 に回答するため。	条例第8条 第2項第1 号	埼玉弁護士会	無
37	救急出動状況	消防長 消防局 東消防署宮城分署	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月2日	☑氏名 ☑性別	電話番号、通報内容、現場の状況、傷病者の 身体状況、傷病の部位・程度、処置の内容、 医師の診断による傷病名、救急車の出動要請 があった時刻、救急車が現場に到着した時 刻、病院収容時刻、対象者から訴えのあった 症状の内容	弁護士法第23条の2に基づく照会 に回答するため。	条例第8条 第2項第1 号	群馬弁護士会	無
38	火災調査報告 事務(原因)	消防長 消防局 中央消防署	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月13日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	り災状況 職業	弁護士法第23条の2に基づく照会 に回答するため。	条例第8条 第2項第1 号	群馬弁護士会	無

No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
39	軽自動車税賦 課事務	市長 財務部 市民税課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月16日	□個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 住所		生活保護法第29条の規定に基づき、資産状況調査に必要なため。	条例第8条 第2項第1 号	利根沼田保健 福祉事務所	
40	軽自動車税賦 課事務	市長 財務部 市民税課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月30日	□個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 住所	税額	生活保護法第29条の規定に基づき、資産状況調査に必要なため。	条例第8条 第2項第1 号	伊勢崎市福祉 事務所	無
41	軽自動車税賦 課事務	市長 財務部 市民税課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月3日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	年額	生活保護法第29条の規定に基づき、資産状況調査に必要なため。	条例第8条 第2項第1 号	伊勢崎市福祉 事務所	無
42	介護保険制度 に係る保険給 付に関する事 務	福祉部	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月5日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	高額介護サービス費支給実績	生活保護法第29条に基づき照会があったため。		高崎市福祉事 務所	無
43	後期高齢者医 療保険料徴収 事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月3日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	後期高齢者医療保険料額賦課状況	生活保護法第29条に基づき照会が あったため。	条例第8条 第2項第1 号	伊勢崎市福祉 事務所	無
44	国民健康保険 税賦課事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月21日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	国民健康保険税賦課状況	生活保護法第29条に基づき照会があったため。	条例第8条 第2項第1 号	高崎市福祉事 務所	無
45	高額療養費支給事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月2日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	高額療養費支給実績	生活保護法第29条に基づき照会があったため。	条例第8条 第2項第1 号	伊勢崎市福祉 事務所	無
46	国民健康保険 税賦課事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月2日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険税賦課状況	生活保護法第29条に基づき照会があったため。	条例第8条 第2項第1 号	伊勢崎市福祉 事務所	無
47	国民健康保険 税賦課事務	市長 健康部 国民健康保険課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月22日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険税賦課状況、納税状況	生活保護法第29条に基づき照会が あったため。	条例第8条 第2項第1 号		無
48	救急出動状況	消防長 消防局 中央消防署	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月2日	□個人番号	通報状況、救急隊現場到着時の所見、搬送先 医療機関、処置の内容	労働者災害補償保険法第49条の3 の規定に基づく照会	条例第8条 第2項第1 号	高崎労働基準 監督署	無

No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
49	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置本にスバ、行虐ら為待にのの本おテイス為待にのの本は一般では、大大のでは、大いでは、大いでは、大いがでは、大いがでは、大いがでは、大いがでは、大いがでは、大いがでは、大いがでは、大いがでは、大いがいがでは、大いがでは、大いがいかいがでは、大いがでは、大いがでは、大いがでは、大いがでは、大いがでは、大いがでは、大いがでは、大いかいがでは、大いがでは、大いがでは、大いがでは、大いがでは、大いがでは、大いがでは、大いがでは、大いがでは、大いがでは、大いがいがでは、大いがでは、かいがでは、かいがでは、かいがでは、かいがでは、かいがでは、かいがではないがでは、かいがでは、かいがではないがでは、かいがではないがでは、かいがではいいいいいいいいいいがいがいがいいいがいいがいいいいいいいいがいがいいいいがいいいい	市民部	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月23日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	道路交通法第51条の4及び同法第51条の5第2項に基づき、捜査に必要なため。	条例第8条 第2項第1 号	大阪府公安委員会	
50	現住事ドクンカ児こる者措 国民務メ・ス一童れ為待に 本おテイス為待に 本おテイス為待に での 本がテイス為待に のの でで で で で で で で で で で で で で で で で で	市民部	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月21日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	道路交通法第51条の4及び同法第51条の5第2項に基づき、捜査に必要なため。		大阪府警察本部	無
51	生活保護法施行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月25日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	保護決定履歴、保護の種類	児童福祉法第56条第4項に基づき 必要とするため。		群馬県中央児 童相談所	無
52	食品営業許可 事務	市長 健康部 衛生検査課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月13日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	電話番号	国税通則法第74条の12第1項の 規定に基づく税務調査のため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋税務署	無
53	理美容所開設 関係事務	市長 健康部 衛生検査課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月13日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所		国税通則法第74条の12第1項の 規定に基づく税務調査のため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋税務署	無
54	クリーニング 所開設関係事 務			☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月13日	□ 個人番号 □ その他識別番号 □ とののでは、		国税通則法第74条の12第1項の 規定に基づく税務調査のため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋税務署	無
55	旅館業営業許 可事務	市長 健康部 衛生検査課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月13日	□個人番号 □ その他識別番号 □ 大名 □ 性別 □ 生年月日 □ 付所		国税通則法第74条の12第1項の 規定に基づく税務調査のため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋税務署	無
56	公衆浴場許可 関係事務	市長 健康部 衛生検査課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月13日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所		国税通則法第74条の12第1項の 規定に基づく税務調査のため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋税務署	無

No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
57	與行場営業許 可関係事務	市長 健康部 衛生検査課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月13日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所		国税通則法第74条の12第1項の 規定に基づく税務調査のため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋税務署	無
58	被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月3日	□個人番号	高額療養費支給の有無、高額療養費の申請状況、所得区分、レセプト合算の有無	石綿による健康被害の救済に関する 法律第81条の規定に基づく救済給 付の支給決定に係る審査に必要なた め。	第2項第1	独立行政法人 環境再生保全 機構	無
59	食品営業許可 事務	市長 健康部 衛生検査課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月27日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	電話番号、資格情報	厚生年金法第100条の2に基づく 照会があったため。	条例第8条 第2項第1 号	日本年金機構前橋年金事務所	無
60	食品営業許可 事務	市長 健康部 衛生検査課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月28日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 □住所		厚生年金保険法第100条の2第2 項及び第100条の4第1項第37 号、並びに健康保険法第199条第 1項及び第204条第1項第20号 に基づく調査のため。	第2項第1	日本年金機構前橋年金事務所	無
61	食品営業許可 事務	市長 健康部 衛生検査課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月28日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所		厚生年金保険法第100条の2第2項及び第100条の4第1項第37号、並びに健康保険法第199条第1項及び第204条第1項第20号に基づく調査のため。	第2項第1	日本年金機構 前橋年金事務 所	無
62	食品営業許可 事務	市長 健康部 衛生検査課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月28日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 □住所		厚生年金保険法第100条の2第2 項及び第100条の4第1項第37 号、並びに健康保険法第199条第 1項及び第204条第1項第20号 に基づく調査のため。	第2項第1	日本年金機構前橋年金事務所	無
63	食品営業許可 事務	市長 健康部 衛生検査課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月28日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 □住所		厚生年金保険法第100条の2第2項及び第100条の4第1項第37号、並びに健康保険法第199条第1項及び第204条第1項第20号に基づく調査のため。	第2項第1	日本年金機構 前橋年金事務 所	無
64	国民年金被保 険者の記録管 理事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月11日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	国民年金資格異動履歴	国民年金法第108条第1項に基づき、審査に必要なため。	条例第8条 第2項第1 号	厚生労働省関 東信越厚生局	無
65	被保険者資格台帳作成事務	市長 健康部 国民健康保険課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月27日	□個人番号	被保険者証記号番号、国民健康保険適用開始 年月日、国民健康保険資格喪失年月日	国民健康保険法第113条の2に基 づき照会があったため。	条例第8条 第2項第1 号	東京都世田谷 区国保・年金 課	無
66	被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月31日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	国民健康保険世帯状況	国民健康保険法第113条の2の規 定に基づき、国民健康保険前期高齢 者の負担区分判定に必要なため。	条例第8条 第2項第1 号	長野県千曲市 健康推進課	無

No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
67	被保険者資格台帳作成事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月31日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所		国民健康保険法第113条の2の規 定に基づき、国民健康保険前期高齢 者の負担区分判定に必要なため。	第2項第1号	長野県千曲市 健康推進課	無
68	被保険者資格台帳作成事務		□利用□提供		令和3年7月26日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 □住所	被保険者証記号番号、国民健康保険適用開始 年月日、国民健康保険資格届出年月日	国民健康保険法第113条の2に基づき照会があったため。		福岡市南区保険年金課	無
69	被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用□提供		令和3年5月21日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所		国民健康保険法第113条の2の規 定に基づき、国民健康保険前期高齢 者の負担区分判定に必要なため。	条例第8条 第2項第1 号	長野県千曲市健康推進課	無
70	被保険者資格台帳作成事務		□利用☑提供		令和3年5月21日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所		国民健康保険法第113条の2の規 定に基づき、国民健康保険前期高齢 者の負担区分判定に必要なため。		長野県千曲市 健康推進課	無
71	被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月25日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 □住所	国民健康保険世帯状況	国民健康保険法第113条の2の規 定に基づき、国民健康保険前期高齢 者の負担区分判定に必要なため。		栃木県佐野市 役所医療保険 課国保係	無
72	被保険者資格台帳作成事務			☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月25日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所		国民健康保険法第113条の2の規 定に基づき、国民健康保険前期高齢 者の負担区分判定に必要なため。		栃木県佐野市 役所医療保険 課国保係	無
73	被保険者に係 る療養の給付 事務			☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月22日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 □住所		国民健康保険法第113条の2の規 定に基づき、国民健康保険前期高齢 者の負担区分判定に必要なため。		千葉県松戸市 国民健康保険 課	無
	被保険者資格台帳作成事務	健康部 国民健康保険課	□利用□提供		令和3年9月22日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所		国民健康保険法第113条の2の規 定に基づき、国民健康保険前期高齢 者の負担区分判定に必要なため。	第2項第1号	国民健康保険 課	無
	い総合事業)	福祉部長寿包括ケア課		□一時的 □時限的 ☑経常的		□個人番号		祉法等の一部を改正する法律(令和3年4月1日施行)において介護保険法第118条の2が改正され、市町村の地域支援事業における関連データについて、厚生労働大臣への提供が規定されたため。	第2項第1 号		無
76	後期高齢者医 療事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月27日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	後期高齢者医療保険料還付金に伴う現況	高齢者の医療の確保に関する法律第 138条第2項によるもの。	条例第8条 第2項第1 号	足利市役所保 険年金課	無

No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
77	市営住宅管理事務	市長 都市計画部 建築住宅課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月24日	□その他識別番号	契約者氏名 電話番号(無) 就労状況 入 居期間 転居先(不明) 現在の入居者(有)	国税徴収法第141条に基づき、調査に必要なため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋行政県税 事務所	
78	生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月26日	□個人番号	生活保護の申請及び決定の有無、保護決定履 歴、保護費支給額、保護の種類、支給方法	国税徴収法第146条の2の規定に 基づく照会のため。	条例第8条 第2項第1 号	春日部税務署	無
79	生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月22日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	保護歴の有無(無)	国税徴収法第146条の2に基づき、捜査に必要なため。	条例第8条 第2項第1 号	葛飾税務署	無
80	食品営業許可 事務	市長 健康部 衛生検査課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月27日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	電話番号、資格情報	国税徴収法第146条の2に基づく 国税等の滞納処分のため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋税務署	無
81	防犯カメラ設 置・運営事業		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月10日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
82	防犯カメラ設 置・運営事業		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月19日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
83	防犯カメラ設 置・運営事業		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月26日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		北海道警察本部刑事部	無
84	防犯カメラ設 置・運営事業		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月1日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
85	防犯カメラ設 置・運営事業			☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月2日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
86	防犯カメラ設 置・運営事業		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月10日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無

No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
87	防犯カメラ設 置・運営事業		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月10日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
88	防犯カメラ設 置・運営事業		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月10日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	高崎警察署	無
89	防犯カメラ設 置・運営事業		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月14日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
90	防犯カメラ設 置・運営事業		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月14日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
91	防犯カメラ設 置・運営事業		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月15日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づ き、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
92	防犯カメラ設 置・運営事業		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月15日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づ き、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
93	防犯カメラ設 置・運営事業		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月24日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
94	防犯カメラ設 置・運営事業		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月24日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
95	防犯カメラ設 置・運営事業			☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月24日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
96	防犯カメラ設 置・運営事業		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月8日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
97 防犯カメラ設 置・運営事業		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月19日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
98 防犯カメラ設 置・運営事業		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月19日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づ き、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
99 防犯カメラ設置・運営事業		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月21日	□ 個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づ き、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
100 防犯カメラ設置・運営事業		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月28日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
101 防犯カメラ設置・運営事業		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月28日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
102 防犯カメラ設置・運営事業		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月28日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づ き、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
103 防犯カメラ設置・運営事業		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月10日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
104 防犯カメラ設 置・運営事業		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月10日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
105 防犯カメラ設置・運営事業			☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月10日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
106 防犯カメラ設置・運営事業		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月12日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
107 防犯カメラ設置・運営事業		□利用□提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月12日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
108 防犯カメラ設置・運営事業		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月24日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
109 防犯カメラ設置・運営事業		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月24日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
110 防犯カメラ討置・運営事業		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月30日	□ 旧 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 世別 □ 世 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
111 防犯カメラ討置・運営事業		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月1日	□ 個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
112 防犯カメラ討置・運営事業		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月1日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
113 防犯カメラ設置・運営事業		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月1日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
114 防犯カメラ設置・運営事業		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月1日	□ 個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
115 防犯カメラ討置・運営事業			☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月7日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
116 防犯カメラ討 置・運営事業		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月7日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
117 防犯カメラ設 置・運営事業		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月9日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
118 防犯カメラ設 置・運営事業		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月21日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
119 防犯カメラ設 置・運営事業		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月21日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
120 防犯カメラ設置・運営事業		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月21日	□ 旧 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 世別 □ 世 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
121 防犯カメラ設 置・運営事業		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月22日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
122 防犯カメラ設 置・運営事業		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月22日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
123 軽自動車税賦課事務	市長 財務部 市民税課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月30日	□個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 仕所	車名	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号		無
124 軽自動車税賦課事務	市長 財務部 市民税課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月31日	□ 日本	車名、車台番号、取得日、課税状況	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	伊勢崎警察署	無
125 軽自動車税賦課事務	市長 財務部 市民税課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月24日	□個人番号 □ その他識別番号 □ 大名 □ 性別 □ 生年月日 □ 付所	登録年月日、車種、車台番号、廃車の有無	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
126 軽自動車税賦 課事務	市長 財務部 市民税課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月7日	□個人番号 □ ②その他識別番号 □ 公氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ ②住所	車台番号、登録年月日	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無

No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
127	軽自動車税賦 課事務	市長 財務部 市民税課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月13日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所		刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
128	軽自動車税賦 課事務	市長 財務部 市民税課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月13日	□個人番号 □ 個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 全年所		刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
	軽自動車税賦 課事務	財務部 市民税課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月27日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	取得年月日、車名、型式、車台番号	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号		無
130	軽自動車税賦 課事務	市長 財務部 市民税課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月3日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	取得年月日、車種、車名、車台番号、排気量	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	伊勢崎警察署	無
131	軽自動車税賦 課事務	市長 財務部 市民税課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月3日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	車名、車台番号	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
132	消費生活相談 業務	市長 市民部 生活課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月21日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	連絡先、相談内容及び処理結果	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	新潟県三条警 察署	無
133	消費生活相談 業務	市長 市民部 生活課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月12日	□個人番号 ②その他識別番号 ②氏名 □性別 ②生年月日 ☑住所	連絡先、相談内容及び処理結果、相談者の持 参資料	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
134	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本行行保護ののの、いたののの、いたが、ののでは、いたののでは、いたののの、いたのでは、いれのでは、いたのでは、いたのでは、いれの	市民部	□利用□浸提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月27日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	大阪府警察本 部交通部	無

										オンライ
No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	ン結合による提供
135 住事ドウンスー 会社に 大学の できない かんしょう はまれた いっぱい かんしょう はい かんしょう はい かん はい かんしょう はい	市民部市民課	□利用☑提供	□時的□□時的□□経常的	令和3年4月27日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号	警視庁公安部公安第一課	
136 住事ドクンカー 日本 おいている はまない スパイス 為待に ののの のののののののののののののののののののののを指性	おお見部のお見ませた。	□利用☑提供	□時的□□時限的□□経常的	令和3年4月27日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 ②生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		神奈川県大和警察署	無
137 住民基本台げ、11年 民基本おテイス 人一章 おいった 一章 おいった 一章 おいった 一章 ない 一句 ない 一章 ない 一句 ない 一句 ない 一句 ない 一句 ない 一句 ない 一句 ない 一章 ない 一章 ない 一句 ない こうない こうない こうない こうない こうない こうない こうない こ	5 市民部 市民課 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	□利用☑提供	□一時的□時的□経常的	令和3年4月27日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁中央警 察署	無
138 住民 本 台 けっぱい は かい は かい は かい	おお、おは、おは、おは、おは、おは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月27日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号	察署	
139 住民基本台行を対している。 日本	おお、おは、おは、おは、おは、おは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	□利用☑提供	□時的□時的□経常的	令和3年4月27日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁垂水警察署	無

											オンライ
No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	
140	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置本おテイス為待にのの本おテイス等を決している。というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	市民部市民課	□利用□浸提供	□時的□□時的□□経常的	令和3年4月27日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条第2項第1号	警視庁三鷹警 察署	無
141	住事ドクンカ児こる者措置民務メ・ス一童れ行保置基にスバ、行虐ら為護本にスバ、行虐ら為護を持たのの支が、が、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	市民部	□利用□規供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月6日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	警視庁三鷹警 察署	無
142	斎場監視カメ ラ設置・運営 事業		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月9日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
143	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保護本おテイス為待にのの大けた。 本おけてオトラーでは、大けたいのでは、大けたいのでは、大けたいのでは、大けたいのでは、大けたいでは、大はいいでは、大はいいでは、大けたいでは、大はいいでは、大はいいでは、大はいいでは、大はいいでは、大はいいでは、大はいいでは、大はいいでは、大はいいでは、大はいいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、たけないでは、ためでは、ためいではいいでは、ためいではいいではいいでは、ためいでは、ためいではいはいいではいはいいでは、ためいでは、たりでは、ためいでは、ためいではいは、たいでは、ためいではいいでは、たりではいいでは、たいではいいでは、ためいではいいでは、たいでは、たいではいいでは、たいで	市民部市民課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月10日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	神奈川県青葉 警察署	無
144	位住事ドクンカ児こる者 世民務メ・ス一童れ行保護 本おテイス為待にのの 本おテイス為待にのの 本おテイス為特にのの ででいる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でのでのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのでもできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でので。 でので。 でので。 でので。 でので。 でので。 でので。 での	市民部市民課	□利用☑提供	☑一時的 □時的 □経常的	令和3年5月10日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条第2項第1号	警視庁三鷹警 察署	無
145	戸籍及び住民 票等の証明及 び写しの交付 事務	市民部	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月17日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	戸籍及び住民票の異動の有無 (無)、住民票 の発行履歴 (無)、戸籍の発行履歴、本籍	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	群馬県警察本 部	無

						日的対理供表行う			目的外提供		オンライ
No. 事	露務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	を行う根拠	目的外提供先	ン結合に よる提供
事下クンカ児こる者指	民基がメールの登上に ない、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	市民部市民課	□利用□提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月17日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所		刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号	警視庁新宿警察署	無
事下クンカ児こる者	E E E E E E E E E E E E E E	市民部		□□時的□□時間□□経常的□□経常的□□経常的□□	令和3年5月17日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁代々木	無
事トクンカリこる者指	E E E E E E E E E E E E E E	市民部市民課		□時的□時間	令和3年5月17日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁立川警察署	無
事トクンカ児こる者技	E 民基 に ない は で いっぱい で いっぱい で いっぱい で で いっぱん で で で いっぱん で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	市民課		□時的□時限的□経常的	令和3年5月17日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所		刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号	察署	
事トクンカ児こる者	E 民基に かっと できない かっと できない かっと できない いっと できない いっと できない いっと かっと できない かっと できない かっと できない かっと できる かっと できる かっと できる できる かっと かい かい かい できる かい	市民部		□時的□時限的□経常的	令和3年5月17日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		大阪地方検察 庁	無

Ma	声数の名称	正常组件点	豆八	形態	口的总银供左口口	目的外提供を行う	ᄆᄡᄡᄖᄴᄼᄯᆃᅩᄼᄱᄥᅁᄰᅼᅜᄆ	日的以提供大行之理由	目的外提供	口的从担供生	オンライ ン結合に
No.	事務の名称	所掌組織名	区分		目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目 	目的外提供を行う理由	を行う根拠		よる提供
	住事ドクンカ児こる者措民務メ・スー童れ行保置本おテイス人育にら為籍にのの大力により、行虐ら為籍にのの大力により、近ず害援	市民部市民課	□利用☑提供	□□時的□□経常的□□経常的□□経常の□□経常の□□経常の□□	令和3年5月20日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号	神奈川県中原警察署	
152	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本おテイス為待に彼の支統の大部分の大部分の大部分の大部分の大部分の大部分の大部分の大部分の大部分の大部分	市民部市民課		□□時的□□経常的□□経常的□□経常の□□経常の□□経常の□□経常の□□	令和3年5月24日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性知 ☑生年月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁刑事部捜査第二課	無
	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置本おテイス為待にのある結合にの支援を表した。というでは、一種ののでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	市民課		□□時的□□経常的□□経常的□□経常の□□経常の□□経常の□□	令和3年5月24日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	本籍、筆頭者、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁綾瀬警察署	無
	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置本おテイス為待にの支本おテイス為待にの支護を表した。というでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	市民課		□時的□□時間□□経常的□□経常的□□	令和3年5月24日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号	察署	
155	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本おテイス為待に他の支持のの支援のリー、びず害援	市民部市民課		□□時的□□時間□□経常的□□経常的□□	令和3年5月24日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁練馬警察署	無

M. a	= 7h 0 h 1h	ᇎᄽᄱᄽᄼ	Ε. Λ.	T/ 45		目的外提供を行う			目的外提供		オンライ
No. 事	喜務の名称 ニュー	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目		目的外提供を行う理由	を行う根拠		ン結合に よる提供
事トクンカ児こる者指	に と に に に に に に に に に に に に に	市民課	□利用□□規供□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□□時的□□時間□□経常的□□経常的□□経常的□□	令和3年5月24日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所		刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号	警視庁練馬警察署	
事トクンカ児こる者技	E 民基に と	市民課		□□時的□□時間□□経常的□□経常的□□経常的□□	令和3年5月24日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		干葉地方検察	無
158 信事トクンプリこる者指	E 民基 ド ド ド ド ド ド ド イ ス 、 、 、 、 行 虐 ら ら ら に ろ た う た う た う た う た う た う た う た う た う た	市民課		□□時的□□時間□□経常的□□経常的□□経常的□□	令和3年5月25日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □性別 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁丸の内 警察署	無
事トクンカ児こる者技	 E E E E E E E E E 	市民課		□時的□時限的□経常的	令和3年5月25日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所		刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号	面交通機動隊	
事トクンカ児こる者	正 王 王 王 王 王 に に に に に に に に に に に に に	市民部		□一時的□時限的□経常的	令和3年5月25日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁武蔵野警察署	無

						_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			_ ,,		オンライ
No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	ン結合による提供
161	住事ドクンカ児こる者指民務メ・ス一童れ行保置基にスバ、行虐ら為護にスバ、行虐ら為護の大きをできる。 びず害援	市民部市民課	□利用☑提供	□時的□時限的□経常的	令和3年5月25日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生用 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁丸の内警察署	無
162	2 住事ドクンカ児こる者指置 長旅メ・スー童れ行保部のの大けたが、行虐ら為護のでは、では、では、一種ののでは、では、一種のでは、一	市民部市民課	□利用	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月26日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号	千葉地方検察 庁	
163	(事) (事) (事) (事) (事) (事) (事) (事) (事) (事)	市民課	□利用☑提供	□時的□□時的□□経常的	令和3年5月28日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □住用 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁調布警察署	無
	は は は は は は は に で が が い で に で の で に で の で に の で に の で に の で に の で に の で に の で に が に に が に に に に に に に に に に に に に	市民課	□利用□□規供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月28日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生用日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		神奈川県警察本部	無
165	は 事ドクンカ児こる者指 民務メ・スー童れ行保 を は、スパ、行虐ら為護 で で のの で で で で で の で で で の で で 、 び で 、 で に る り る に る の の の で 、 び 、 び で 、 び に る り る に る り る に る 、 で 。 で 。 で 。 で 。 で 。 で 。 で 。 で 。 で 。 で	市民課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月1日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		神奈川県青葉警察署	無

						日的対理供表行う			目的外提供		オンライ
No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目 	目的外提供を行う理由	を行う根拠	目的外提供先	ン結合に よる提供
	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本にスパ、行虐ら為護の大力を決した。では、の支いので、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	市民課	□利用☑提供	□□時的□□経常的□□経常的□□経常の□□経常の□□経常の□□経常の□□	令和3年6月4日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性知 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号	横浜地方検察 庁川崎支部	
167	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本おテイス為待にのの大力にのの大力を持ちませた。これでは、では、大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大	市民部市民課		□□時的□□時間□□経常的□□経常的□□経常的□□	令和3年6月4日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	奈良西警察署	無
	住事ドクンカ児こる者指民務メ・ス一童れ行保置本おテイス為待にのの大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大ので	市民部市民課		□□時的□□時間□□経常的□□経常的□□経常的□□	令和3年6月13日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □性別 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	大宮区検察庁	無
	住事ドクンカ児こる者指民務メ・ス一童れ行保置本おテイス為待にのある特別の大力では、近岸ら為護したが、では、近ず害援	市民課		□時的□時限的□経常的	令和3年6月13日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号	警察署	
170	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本おテイス等及準被支援を被支援を対している。	市民部市民課		□時的□時限的□経常的	令和3年6月13日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑氏別 ☑生年月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁西新井警察署	無

									D # U # W		オンライ
No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	ン結合に よる提供
	住事ドクンカ児こる者 と と 務メ・スー童れ行保置 を は る け に スバ、行虐 ら 為 護 に る 、 で 、 で 、 び 、 で 、 で 、 で 、 で 、 、 で 、 、 、 、	市民部市民課	□利用□提供	□□時的□□時間□□経常的□□経常的□□	令和3年6月14日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生用 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号	神奈川県警察本部交通部交通指導課	
172	(生事ドクンカ児こる者指民務メ・スー童れ行保置基にスバ、行虐ら為護の大力・スー章を表験と、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	市民部市民課		□時的□時限的□経常的	令和3年6月14日	□個人番号 □その他識別番号 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		神奈川県大和警察署	無
	日本ドウンカ児こる者指民務メ・スー童れ行保置基にスバ、行虐ら為護の大力・スー章を持足で、では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	市民課		□□時的□□時間□□経常的□□経常的□□経常的□□	令和3年6月14日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □住別 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条第2項第1号	兵庫県灘警察署	無
174	住事ドクンカ児こる者指民務メ・スー童れ行保置基にスバ、行虐ら為護体のの大人のでは、近に被して、近にののでは、近に、近に、近に、近に、近に、近に、近に、近に、近に、近に、近に、近に、近に、	市民部		□時的□時限的□経常的	令和3年6月14日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □性別 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁調布警察署	無
175	住事ドクンカ児こる者指民務メ・ス一童れ行保置基にスバ、行虐ら為護へのの大人のでは、ので、のでは、ので、のでは、ので、のでは、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、	市民部市民課		□一時的□時限的□経常的	令和3年6月14日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁万世橋警察署	無

Ma	声数の名称	正常织体及	区分	形態	日的总银供在日日	目的外提供を行う	日的見恨はたなることの出記は項目	ᄆᅅᅅᄖᄱᅔᄯᅙᅖᅭ	目的外提供	目的外提供先	オンライ
	事務の名称	所掌組織名			目的外提供年月日	基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	を行う根拠		よる提供
176	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本おテイス与養にのの大により、大の大きなのでは、大の大きなが、大の大きなが、大の大きなが、大の大きなが、大の大きなが、大の大きなが、大の大きなが、大の大きなが、大の大きなが、大の大きなが、大の大きなが、大の大きなが、大の大きなが、大の大きなが、大の大きなが、大の大きなが、大きなが、大きなが、大きない、大きなが、大きないが、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない	市民部市民課	□利用□浸提供	□時的□時限的□経常的	令和3年6月14日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □住別 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	警視庁荻窪警 察署	無
177	住事ドクンカ児こる者措置民務メ・ス一童れ行保置基にスバ、行虐ら為護本おテイス為待にのの支格の大力を持ている。	市民部市民課	□利用□□提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月14日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	横浜地方検察 庁	無
178	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保護本おテイス為待にのの本おテイス為待にのの大にない、行虐ら為護をしたが、ができた。のの、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のでは、のでは、のでは、	市民部市民課	□利用□□利提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月16日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性第 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条第2項第1号	警視庁多摩中 央警察署	無
179	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置本にスバ、行虐ら為護本おテイス為待にのの大けでは、大力をできる。	市民部市民課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月16日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生用 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条第2項第1号	警視庁滝野川警察署	無
180	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置本にスパ、行虐ら為護本けイス為待にのの大けイスを持にののでいた。といい、のでは、いいので	市民部市民課	□利用□浸提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月16日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	神奈川県警察 本部	無

				/sh		日的外提供を行う			目的外提供		オンライ
No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目		目的外提供を行う理由	を行う根拠	目的外提供先	ン結合に よる提供
	住事ドクンカ児こる者指民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護ののの人物では、びず害援	市民部市民課	□利用□□規供□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□□時的□□経常的□□経常的□□経常の□□経常の□□経常の□□	令和3年6月16日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所		刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号	警視庁公安部公安第一課	
182	住事ドクンカ児こる者指民務メ・スー童れ行保置本おテイス為待にののでは、行虐ら為護して、近ず害援	市民部市民課		□□時的□□経常的□□経常的□□経常の□□経常の□□経常の□□経常の□□	令和3年6月18日	□個人番号 □その他識別番号 □性名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁南大沢警察署	無
	住事ドクンカ児こる者指民務メ・スー童れ行保置基にスバ、行虐ら為護にのの大人のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	市民課		□□時的□□経常的□□経常的□□	令和3年6月18日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □住別 □住所		刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号	警視庁原宿警 察署	
	住事ドクンカ児こる者指民務メ・スー童れ行保置本おテイス為待にのの大のでは、では、一種の人のでは、では、一種の人のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	市民課	☑提供	□時的□□時的□□経常的□□経常的□□	令和3年6月23日	□個人番号 □その他識別番号 □性名 □性第 □生年月日 □住所		刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号	警察署	
185	は事ドクンカ児こる者指 民務メ・ス一童れ行保置 基にスバ、行虐ら為護 本おテイス為待にのの ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 でいる。	市民部市民課		□□時的□□経常的□□経常的□□経常の□□経常の□□	令和3年6月23日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁生活安 全部サイバー 犯罪対策課	無

									D 44 41 48 //		オンライ
No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	ン結合による提供
	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本に子イス為待にのの大い、行虐ら為護でいた。	市民課	□利用□提供	□□時的□□時間□□経常的□□経常的□□	令和3年6月23日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号	警視庁 亀有警 察署	無
187	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本にスパ、行虐ら為護をした。といい、びず害援	市民部		□時的□時限的□経常的	令和3年6月26日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □ 単年 明日 □ 世 日 □ 世 日 □ 世 日 □ 世 日 □ 世 所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁麻布警察署	無
	住事ドクンカ児こる者指民務メ・ス一童れ行保置本おテイス為待にの支本おテイス為待に他ある。	市民課		□時的□時間	令和3年6月26日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁刑事部 捜査共助課	無
189	住事ドクンカ児こる者指民務メ・ス一童れ行保置本おテイス為待に他変本おティス為待に他変を指した。というでは、これのでは、こ	市民部		□時的□時限的□経常的	令和3年6月29日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □性別 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		さいたま地方検察庁	無
190	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本おテイス為待にめの大力を決したのの支持のの大力を決した。	市民部		□一時的□時限的□経常的	令和3年6月29日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁小平警察署	無

						日的外提供を行う			目的外提供		オンライ
No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目 	目的外提供を行う理由	を行う根拠	目的外提供先	ン結合に よる提供
	住事ドクンカ児こる者指民務メ・ス一童れ行保置本おテイス為待にのある特別では、近年の名様にのある。 びず害援	市民部市民課	□利用☑提供	□□時的的□□経常的□□経常的□□経常の□□経常の□□経常の□□経常の□□に対しています。	令和3年6月29日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性知 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号	甲府地方検察 庁	
192	住事ドクンカ児こる者指民務メ・スー童れ行保置本おテイス為待にののでは、行虐ら為護して、近ず害援	市民部市民課		□□時的□□経常的□□経常的□□経常の□□経常の□□経常の□□経常の□□	令和3年6月29日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁昭島警察署	無
	住事ドウンカ児こる者指 民務メ・スー童れ行保置 本おテイス為待にのの 大のでは、では、では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	市民課		□□時的□□経常的□□経常的□□経常の□□経常の□□経常の□□	令和3年6月29日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □性別 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁赤羽警察署	無
	住事ドクンカ児こる者指民務メ・スー童れ行保置本おテイス為待にのの大のでは、では、一種の人のでは、では、一種の人のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	市民課		□時的□□時間□□日本	令和3年7月5日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号	察署	
195	は 事ドクンカ児こる者 芸にスパ、行虐ら為護 本おテイス為待にのの 大でに被して、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	市民部市民課		□時的□時的□経常的	令和3年7月5日	□個人番号 □その他識別番号 □性名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		神奈川県戸部警察署	無

No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供を行う根拠	目的外提供先	オンライン結合に
196	住事ドクンカ児こる者とは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	市民部市民課	□利用□規供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月5日	□ 日本	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁西新井警察署	よる提供 無
197	措住事ドクンカ児こる者措置民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本おテイス入為待にのの本おテイスを浄にののの、いず等及準被支援がある。	市民部市民課	□利用□対提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月12日	□個人番号 □ 4の他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	大阪府河内警 察署	無
198	住事ドクンカ児こる者措置民務メ・ス一童れ行保置基にスバ、行虐ら為護本にスバ、行虐ら為護を持たのの支が、が、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	市民部市民課	□利用□□提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月12日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	大阪府東成警 察署	無
199	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保護本おテイス為待にのの本おティストの養養にのの大きにある。というでは、これので	市民部市民課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月12日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条第2項第1号	大阪府東成警 察署	無
200	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本行イス為待にのの支持にのの、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いい	市民部市民課	□利用□対提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月12日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	神奈川県川崎 警察署	無

No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に
201	住事ドクンカ児こる者とは、行いている。	市民部	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月12日	□個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		神奈川県横須賀警察署	<u>よる提供</u> 無
202	措住事ドクンカ児こる者 置民務メ・スー童れ行保 本おテイス為待にのの 本おテイス為待にのの 大澤の大海にのの 大澤の大海にので 大澤の大海にので 大澤ので 大塚ので	市民部市民課	□利用□浸提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月15日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	支援措置申請の有無、本籍(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づ き、捜査に必要であるため。	条例第8条第2項第1号	甲府区検察庁	無
203	措住事ドクンカ児こる者措置民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本おテイス為待にの改立、 本おテイス為待にの支 をでしている。 でしてい。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしてい。 でしている。 でしてい。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしてい。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしてい。 とっと。 でしる。 でして。 と。 でし。 でしている。 でしてい。 とっし。 でし。 でし。 でし。 でし。 でし。 でし。 と。 でし。 でし。 と。 でし。 と。 でし。 と。 と。 と。 と。 でし。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。	市民部	□利用□□規供□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□一時的□時限的□経常的	令和3年7月15日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	神奈川県警察本部交通部交通指導課	無
204	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れた得にスパ、行虐らんのない。行虐らののないない。ではいるなどのでは、ないのでは、ないでは、ないのではないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないので	市民部		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月15日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づ き、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	大阪府警察本 部交通部交通 指導課	無
205	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスバ、行虐ら為護本おテイス為待にののの場合にののの、いびず害援	市民部	□利用□提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月15日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づ き、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	兵庫県葦合警 察署	無

No	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供	目的外提供先	オンライン結合に
						基本的な記録項目			を行う根拠		よる提供
206	住事ドクンカ児こる者世民務メ・ス一童れ行保器基にスバ、行虐ら為護本にティス為待にのの本台にのの、 いっぱい ひず害援	市民部	□利用□□提供□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月15日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	兵庫県葦合警 察署	無
207	<u>措</u> 住事ドクンカ児こる者措置民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本おテイス為待にの次を持ちにのです。 本がテイス、 本がテイス、 一種がでする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 でしてい。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしてい。 でしている。 でしている。 でしてい。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしてい。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしてい。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でし。 でしてい。 でしてい。 でしてい。 でしてい。 でしている。 でしている。 でしている。 でしてい。 でしてい。 でしてい。 でしてい。 でしてい。 でしてい。 とっしてい。 でしてい。 でしてい。 でしてい。 とっし。 でし。 でし。 でし。 でし。 でし。 と。 でし。 でし。 と。 でし。 でし。 と。 でし。 と。 でし。 でし。 と。 と。 でし。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。	市民部市民課	□利用 ☑提供	□一時的□時限的□経常的	令和3年7月19日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	さいたま地方検察庁	無
208	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスバ、行虐ら為護本おテイス為待にのの大け、大の大きでは、大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の	市民部	□利用□□利提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月19日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生用 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		神奈川県横浜水上警察署	無
209	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスバ、行虐ら為護本おテイス為待にのの大けにのの大きない。大きな大きない。	市民部		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月19日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生用目 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条第2項第1号	神奈川県大磯 警察署	無
210	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本けイス為待にのの大力を決した。	市民部	□利用□浸提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月19日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	川越区検察庁	無

						日的外提供を行う			目的外提供		オンライ
No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目 	目的外提供を行う理由	を行う根拠	目的外提供先	ン結合に よる提供
	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護いイオト等及準被支帳るッレー、びず害援	市民部市民課	□利用☑提供	□□時的□□時間□□経常的□□経常的□□経常的□□	令和3年7月19日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号	大阪地方検察	
212	住事ドクンカ児こる者指民務メ・ス一童れ行保置本おテイス為待にのの大のでは、一種ののでは、では、一種ののでは、では、一種のでは、では、一種のでは、では、では、一種のでは、では、一種のでは、では、では、では、	市民部市民課		□□時的□□時間□□経常的□□経常的□□経常的□□	令和3年7月27日	□個人番号 □その他識別番号 □性名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	警視庁公安部	無
	住事ドクンカ児こる者指民務メ・ス一童れ行保置本おテイス為待にのある特別である。	市民課	☑提供	□時限的□経常的	令和3年7月27日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号		
214	住事ドクンカ児こる者指民務メ・ス一童れ行保置本おテイス為待にのの大のでは、一種ののでは、では、一種ののでは、では、一種のでは、では、一種のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	市民部		□時的□時限的□経常的	令和3年7月27日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生用日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁亀有警察署	無
215	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本おテイスト等にのの大調をできる。	市民部市民課		□時的□時限的□経常的	令和3年7月27日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁麻布警 察署	無

									- // . I I I I I		オンライ
No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	
216	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスバ、行虐ら為護本おテイス為待にのの大け、大の大きでは、大の大きでは、大の大きでは、大の大きでは、大の大きでは、大い大きない、大い大きでは、大い大きない、大い大きでは、大い大きでは、大い大きない、大い大きでは、大きでは、大い大きない、大きでは、大きないからないが、大きない、大きない、大きない、たいかりには、大きない、大きないからいかりには、大きないからないが、たいかりには、大きないかりには、はいいかいかいかいかいかいかりかいかいからないからいからいかいからいかいかいかいかいかいかいかいかいかいかいか	市民部	□利用□□利提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月27日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(有)、加害者氏名	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条第2項第1号	警視庁亀有警 察署	
217	位事ドクンカ児こる者措置民務メ・ス一童れ行保置基にスバ、行虐ら為護本おテイス為等とにのの本おテイス為等とでのの本はテイスを多と準被支援ののでは、びず害援帳るッレー、びず害援	市民部市民課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月29日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	神奈川県伊勢 佐木警察署	無
218	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置本にスバ、行虐ら為護本おテイス為待にのの大けにのの大きに、なり、のでは、なり、びず害援いない。	市民部	□利用□□利提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月29日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性第 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条第2項第1号	警視庁代々木 警察署	無
219	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスバ、行虐ら為護本おテイス為待にのの大けにのの支援の大きの大きのでは、大きの大きのでは、大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大	市民部		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月3日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生用 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条第2項第1号	神奈川県幸警 察署	無
220	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本おテイス為待にのの支援のの支援ののして、びず害援いので、びず害援	市民部	□利用□浸提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月3日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	兵庫県姫路警 察署	無

									D 44 41 48 //		オンライ
No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	ン結合による提供
	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本に子イス為待に被支援の大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの	市民課	□利用□浸提供	□□時的□□時間□□経常的□□経常的□□	令和3年8月3日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生用 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号	警視庁大塚警察署	無
222	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本おテイス為待に他の支援を決めた。	市民部		□時的□時限的□経常的	令和3年8月6日	□個人番号 □その他識別番号 □性名 □性第 □性年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁四谷警察署	無
	住事ドクンカ児こる者指民務メ・ス一童れ行保置本おテイス為待にのの本おテイス為待にのの表験である。	市民課		□時的□時間	令和3年8月6日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □性別 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号	神奈川県戸部警察署	
224	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置本おテイス為待にの支本おテイス為待にの支入のでは、大学の大学では、大学の大学では、大学の大学では、大学の大学では、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	市民部		□時的□時限的□経常的	令和3年8月6日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □性別 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		神奈川県戸部警察署	無
225	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本おテイス為待に例の支持のの支持ののです。のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	市民部		□一時的□時限的□経常的	令和3年8月6日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		神奈川県戸塚 警察署	無

No	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供	目的外提供先	オンライン結合に
						基本的な記録項目			を行う根拠		よる提供
226	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本おテイス与養にのの大けにのの大きなのでは、の大きなのでは、のの大きなが、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	市民部	□利用□□提供□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月6日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	大阪府警察本部	無
227	但住事ドクンカ児こる者措置民務メ・ス一童れ行保置基にスバ、行虐ら為護本おテイスト等及準被支付のの大部分の大きのである。	市民部市民課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月6日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	警視庁城東警 察署	無
228	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置本にスバ、行虐ら為護本おテイス為待にのの大けでは、大力を持ている。というでは、大力・ストラのでは、大力・ストラのでは、大力・ストラのでは、大力・ストラのでは、大力・ストラのでは、大力・ストラのでは、大力・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス	市民部	□利用□□利提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月6日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生用 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条第2項第1号	警視庁立川警 察署	無
229	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保護本おテイス為待にのの本おティス為待にのの大にない、行虐ら為とでいる。	市民部		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月11日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条第2項第1号	警視庁交通部	無
230	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本にスパ、行虐ら為護にのの支援を決している。	市民部	□利用□浸提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月13日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	奈良県奈良警 察署	無

No	声致の夕折	正常如仲友	区分	形態	日的总银供左口口	目的外提供を行う	日的見恨はたなることの出記は項目	ᄆᅅᅅᄖᄱᅔᄯᅙᅖᅭ	目的外提供	目的外提供先	オンライ
	事務の名称	所掌組織名			目的外提供年月日	基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	を行う根拠		よる提供
231	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスバ、行虐ら為護本おテイス為待にのの大にのの大きなのでは、では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	市民部	□利用□提供	□時的□時限的□経常的	令和3年8月13日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条第2項第1号	警視庁練馬警察署	無
232	但住事ドクンカ児こる者措置民務メ・ス一童れ行保置基にスバ、行虐ら為護本おテイスト等及準被支付のの大部分の大きのでは、行虐ら、大きのでは、たらのでは、大きのでは、たらのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、たらのでは、たらのでは、たらのでは、たらのでは、たらのでは、たらのでは、たらのでは、たらのでは、たらのでは、たらのでは、たらのでは、たらのでは、たらのでは、たらのでは、たらのでは、たらのでは、たらのでは、たらのでは、そのいかでは、たらのでは、そのでは、たらのでは、たい、たらのでは、た	市民部市民課	□利用☑提供	□一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月13日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	神奈川県相模原南警察署	無
233	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置本にスバ、行虐ら為護本おテイス為待にのの大けでは、大力を持ている。というでは、大力・ストラのでは、大力・ストラのでは、大力・ストラのでは、大力・ストラのでは、大力・ストラのでは、大力・ストラのでは、大力・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス	市民部	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月13日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生用 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条第2項第1号	警視庁調布警 察署	無
234	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置本にスバ、行虐ら為護本おテイス為待にのの大けでは、大力をできる。	市民部		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月23日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生用 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条第2項第1号	警視庁竹の塚 警察署	無
235	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置本にスパ、行虐ら為護本けイス為待にのの大力・イス、大きにのの支が、大きにののでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、	市民部	□利用□規供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月23日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	さいたま地方検察庁	無

No	東政の名称	所掌組織名	区分	形態	日的总银供在日日	目的外提供を行う	日的見恨はなることの心記録項目	日的以提供を行う理点	目的外提供	口的对担供生	オンライ ン結合に
	事務の名称				目的外提供年月日	基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	を行う根拠		よる提供
236	住事ドクンカ児こる者世民務メ・ス一童れ行保界基にスバ、行虐ら為護本にのの支へは一年のの支に、のの支に、のの支に、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のでは、のでは、の	市民部	□利用□□提供□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□一時的□□時間□□日間□日間□日間□日間□日間□日間□日間□日間□日間□日間□日間□日間□日	令和3年8月23日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条第2項第1号	警視庁公安部公安第三課	無
237	措住事ドクンカ児こる者措置民務メ・スー童れ行保置基にスパ、行虐ら為護体イオト等及準被支に、いてでいる。	市民部市民課	□利用□□利提供□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□一時的□時限的□経常的	令和3年8月23日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	神奈川県港北 警察署	無
238	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本おテイス為待にのの大は一般である。	市民部	□利用□□利提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月23日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □性年月日 □住所	本籍、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	千葉区検察庁	無
239	住事ドクンカ児こる者指民務メ・ス一童れ行保置基にスバ、行虐ら為護本おテイス為待にのの支格の大力を決め、大力を対している。というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	市民部		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月25日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □性別 ☑住所	本籍、筆頭者、支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条第2項第1号	警視庁立川警察署	無
240	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本おテイス為待にのの大ける人ののののでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	市民部	□利用□対提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月30日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	警視庁交通部 交通執行課	無

No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に
241	住事ドクンカ児こる者とは、一年の大学では、一年の大学には、日本の大学には、一年の大学には、日本のいりには、日本のいりには、日本のいりには、日本のいりには、日本のいりには、日	市民部	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月30日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁中央警 察署	無
242	は は 電民務メ・スー童れ行保置 基にスバ、行虐ら為護の もけィオト等及準徳支 が、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	市民部市民課	□利用□対提供	□一時的□時限的□経常的	令和3年8月30日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	警視庁立川警 察署	無
243	但住事ドクンカ児こる者措置民務メ・ス一童れ行保置基にスバ、行虐ら為護の本おテイス為待にのの本おテイス為待とのの大のでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないのでは、大きないでは、大きないのでは、たらないのでは、ためでは、たくないのでは、たらないのではないのでは、たらないのではないでは、たらないのではないでは、たらないのではないでは、たらないのではないではないではないでは、たらないのではないでは、たらないのではないでは、たらないではないでは、たらないのでは	市民部	□利用☑提供	□一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月30日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	警視庁荻窪警 察書	無
244	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスバ、行虐ら為護本に子に入済等に他の支持を持ち、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは	市民部		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月30日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	警視庁三鷹警 察署	無
245	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一章れ行保置基にスパ、行虐ら為護本行保にのの支になった。というでは、ののでは、ののでは、のでは、ののでは、のでは、のでは、のでは、のでは、ので	市民部	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月2日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	警視庁練馬警 察署	無

No	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供	目的外提供先	オンライ ン結合に
						基本的な記録項目			を行う根拠		よる提供
246	住事ドクンカ児こる者:は民務メ・ス一童れ行保!な基にスバ、行虐ら為護本にテクスの養にのの本台にのの、というでは、大きにのの本台に、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大き	市民部	□利用□□提供□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□一時的□□時限的□経常的	令和3年9月3日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条第2項第1号	兵庫県葺合警察書	無
247	<u>措</u> 住事ドクンカ児こる者措置民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本おテイス為待にの次を持ちにのです。 本がテイス、 本がテイス、 一種がでする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 でしてい。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしてい。 でしている。 でしている。 でしてい。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしてい。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしてい。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でしている。 でし。 でしてい。 でしてい。 でしてい。 でしてい。 でしている。 でしている。 でしている。 でしてい。 でしてい。 でしてい。 でしてい。 でしてい。 でしてい。 とっしてい。 でしてい。 でしてい。 でしてい。 とっし。 でし。 でし。 でし。 でし。 でし。 と。 でし。 でし。 と。 でし。 でし。 と。 でし。 と。 でし。 でし。 と。 と。 でし。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。	市民部市民課	□利用 ☑提供	□時限的□経常的	令和3年9月7日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	神奈川県港南警察署	無
248	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスバ、行虐ら為護本おテイス為待にのの大け、大人のでは、大人のいないは、大人のいいないは、大人のいいは、大人のいいは、大人のいいは、大人のいいは、大人のいいは、大人のいいは、大人のいいは、大人のいいは、大人のいないは、大人のいいは、大人のいいは、大人のいいないは、たいは、大人のいいは、大人のいいは、大人のいいがは、大人のいいは、大人のいいは、たいは、大人のいのになる、大人のいいのでは、大人のいいは、大人のいのでは、大人のいないののでは、ためいないが、たいには、たいには、たいには、たいは、たいは、たいは、たいは、たいは、たいは、たいは、たいは、たいは、たい	市民部	□利用□□担保	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月7日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条第2項第1号	警視庁北沢警 察署	無
249	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保護基にスバ、行虐ら危険をおうて、独虐にののない、でにいるのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	市民部		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月8日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条第2項第1号	警視庁板橋警 察署	無
250	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本けイス為待にのの大力を決した。	市民部	□利用□浸提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月14日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	神奈川県中原 警察署	無

No	東数の名称	正常如维力	豆八	田人 台片		目的外提供を行う	日的は担併すなることのいわれて日	ᄆᇄᆈᆌᄽᅔᇩᇹᅖᇚ	目的外提供	口的对担供生	オンライ
No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	を行う根拠		ン結合に よる提供
	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護いイオト等及準被支帳るッレー、びず害援	市民部市民課	□利用☑提供	□□時的□□時間□□経常的□□経常的□□経常的□□	令和3年9月14日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号	大宮区検察庁	
252	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本おテイス為待に他の支援を決めた。	市民部市民課		□□時的□□時間□□経常的□□経常的□□経常的□□	令和3年9月14日	□個人番号 □その他識別番号 □性名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		神奈川県警察本部	無
	住事ドクンカ児こる者指民務メ・ス一童れ行保置本おテイス為待にのの本おテイス為待にのの表験である。	市民課		□時的□時限的□経常的	令和3年9月14日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □性別 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		兵庫県警察本部	無
254	住事ドクンカ児こる者指民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本おテイス為待にのある機のである。	市民部		□時的□時限的□経常的	令和3年9月16日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生用日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		神奈川県横浜水上警察署	無
255	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスパ、行虐ら為護本おテイスト等にのの支持のの大きなので、のですが、のですが、のですが、のですが、のですが、のですが、のですが、ので	市民部市民課		□時的□時限的□経常的	令和3年9月17日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		神奈川県川崎警察署	無

No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
256	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスバ、行虐ら為護本にスバ、行虐ら為護をしてのの、いびず害援	市民部	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月17日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条第2項第1号	大阪府中堺警 察署	
257	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置基にスバ、行虐ら為護本おテイス為待にのの本おテイス為特にのの大け、の大きの大きである。	市民部	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月21日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	さいたま地方 検察庁	無
	国民年金被保 険者の記録管 理事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月29日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	国民年金加入の有無(無)、本籍	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	高崎警察署	無
259	生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用□提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月20日	□個人番号	生活保護受給有無、本籍、学歴、扶養義務 者、心身の状況、資産状況、口座情報、生活 歴及び現況	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第4 号	前橋東警察署	無
	生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月26日	☑氏名 ☑性別	本籍、保護決定履歴、口座情報、電話番号、 居住状況、学歴、心身の状況、扶養義務者、 年金情報、申請理由、調査経過記録、生活歴 及び現況、資産状況、負債状況、保護の種 類、保護費支給額、レセプト情報	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
	生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月26日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	保護受給状況	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	伊勢崎警察署	無
	生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月27日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名	学歴、申請理由、資産状況、電話番号、職業、心身の状況、生活歴及び現況、相談記録、保護決定履歴、保護の種類、保護費支給額、口座情報、就労状況、扶養義務者、介護保険情報、居住状況、結婚歴、本籍	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
	生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月28日	□ 個人番号 □ ②その他識別番号 □ 公氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 公住所	保護決定履歴	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	伊勢崎警察署	無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
264 生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月28日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	生活保護受給の有無、保護決定履歴、保護の 種類、保護費支給額、相談記録、居住状況、	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
265 生活保護施行 事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月6日	□個人番号	心身の状況、学歴、職業、口座情報、申請理 由、保護の種類、保護費支給額、病歴、介護 保険情報		条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
266 生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月13日	□個人番号	口座情報、居住状況、保護費支給額、資産状況、申請理由、保護決定履歴	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
267 生活保護法施行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月13日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	保護歴の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1 号		無
268 生活保護施行 事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月13日	□個人番号	心身の状況、学歴、職業、口座情報、申請理 由、保護の種類、保護費支給額、病歴、扶養 義務者、就労状況、生活歴及び現況、相談記 録			埼玉県深谷警 察署	無
269 生活保護法施 行事務	福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月19日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	学歴、職業、申請理由、電話番号、資産状況、健康保険情報、心身の状況、犯歴、相談記録、生活保護申請取下願	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		埼玉県行田警 察署	無
270 生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月26日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	生活保護の受給無	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
271 生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月26日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	生活保護受給の有無、保護の種別、受給方 法、就労状況	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁神田警 察署	無
272 生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月27日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	保護歴の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無
273 生活保護施行 事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月28日	□個人番号	保護決定履歴、扶養義務者、居住状況、口座 情報、生活歴及び現況、負債状況、心身の状 況、保護費支給額、就労状況		条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
274 生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月1日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 □住所	生活保護受給の有無、認定理由、生活歴及び 現況、結婚歴、就労状況、保護決定履歴、保 護費支給額		条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
275 生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月2日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別	就労状況、口座情報、心身の状況、生活歴及 び現況、扶養義務者、就労状況、相談記録、 結婚歴、保護決定履歴、保護の種類、保護費 支給額、資産状況、居住状況、職業、学歴、 犯歴	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
276 生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月4日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 □住所	生活保護受給の有無、保護の種類、受給方法	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		愛知県愛知警察署	無
277 生活保護法施 行事務	福祉部 社会福祉課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月25日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	保護歴の有無(無)、本籍	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		群馬県警察本部	無
278 生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月30日	☑氏名	生活保護受給の有無 保護決定履歴、保護の種類、保護費支給額、 犯歴、生活歴及び現況、 心身の状況、口座情報、扶養義務者、申請理 由	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
279 生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月7日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	保護開始日、保護受給日、保護費支給額、口座情報、学歴、心身の状況、扶養義務者、生活歴及び現況、申請理由、病院受診歴	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
280 生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月7日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 ☑性別	本籍、保護決定履歴、口座情報、電話番号、 居住状況、学歴、心身の状況、扶養義務者、 年金情報、申請理由、生活歴及び現況、資産 状況、保護の種類、保護費支給額、保護経過 記録、申請理由	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
281 生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月8日	□個人番号 ☑その他識別番号	心身の状況、学歴、職業、口座情報、申請理 由、保護の種類、保護費支給額、病歴、生活 歴及び現況、相談記録	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
282 生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月12日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 ☑性別	口座情報、結婚歴、就労状況、心身の状況、 居住状況、生活歴及び現況、相談記録、年金 情報、保護費支給額、健康保険状況、資産状 況、保護経過記録、扶養義務者、保護の種 類、学歴、申請理由、保護決定履歴		条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
283 生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月13日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日	年齢、居住状況、学歴、職業、扶養義務者、 心身の状況、就労状況、収入額、資産状況、 負債状況、口座情報、保護決定履歴、年金情 報、申請理由、健康保険情報、生活歴及び現 況、保護経過記録、保護の種類、保護費支給 額、犯歴	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
284 生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月14日	☑氏名	保護決定履歴、心身の状況、扶養義務者、相 談記録、職業、介護保険情報、電話番号、収 入額、資産状況、口座情報、保護の種類、保 護費支給額	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
285 生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月8日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	生活保護の受給、就労状況:収入額	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	伊勢崎警察署	無
286 生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用□提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月20日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	生活保護認定の有無	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
287 生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月27日	□個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 付所	申請理由、保護決定履歴	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
288 生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月28日	□個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 住所	保護決定履歴	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号		無
289 生活保護法施 行事務	福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月28日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日	生活保護受給の有無、保護決定履歴、保護の種類、本籍、居住情報、学歴、心身の状況、保護経過記録、生活歴及び現況、健康保険情報、年金情報、介護保険情報、資産状況、負債状況、申請理由、保護費支給額、口座情報、医療機関受診歴、扶養義務者	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
290 生活保護法施 行事務	福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月4日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 ☑性別	保護決定履歴、保護費支給額、口座情報、面接記録、扶養義務者、本籍、学歴、心身の状況、電話番号、医療受診状況、居住状況、申請理由、生活状況及び現況、健康保険状況、障害情報、資産状況、犯歴、負債状況	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
291 生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月5日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	保護歴の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	高崎警察署	無
292 生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月10日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	保護決定履歴	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無
293 生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月24日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	保護歴の有無(有)、本籍、保護決定履歴	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
294 生活保護法施行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月31日		心身の状況、学歴、職業、申請理由、保護の 種類、保護費支給額及び支給方法、就労状 況、生活歴及び現況、相談記録	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
295 児童手当支給 事業	市長 福祉部 子育て支援課	□提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月30日	□個人番号	国籍、在留資格、就労制限の有無、在留期 間、許可の種類、許可年月日、交付年月日	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	-
296 家庭児童相談 業務	市長 福祉部 子育て支援課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月17日	□個人番号 ☑その他識別番号	電話番号、扶養義務者、相談経過記録、心身の状況、生活歴及び現況、結婚歴、生育歴、職業・職歴、		条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
297 保育所・児童 館・児童クラ ブ防犯カメラ 設置・運営事 業	福祉部	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月24日	□ 個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 住所	通行者の容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
298 保育所・児童 館・児童クラ ブ防犯カメラ 設置・運営事 業	福祉部	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月20日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	通行者の容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
299 介護予防・日 常生活支援総 合事業(新し い総合事業)		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月30日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日	基本チェックリスト実施申込書受付日、基本 チェックリスト実施申込書提出者情報(氏 名、住所、電話番号、代行事業所名、対象者 との関係)、担当ケアマネージャースト 護事項(現在の状況、チェックリスト実施場 所)、基本チェックリスト回答状況	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
300 介護保険制度 に係る要介護 認定及び要支 援認定に関す る事務	福祉部	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月10日	□個人番号 ☑その他識別番号	認定申請年月日、申請区分、要介護状態区分、認定有効期間、電話番号、受診医療機関、心身の状況、生活状況、サービス利用状況	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
301 老人福祉施設 認可等事務	市長 福祉部 介護保険課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月13日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 □生年月日 □住所	職種、経験年数、勤務状況、聞き取り調査結 果概要	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
302 介護保険制度 に係る要介護 認定及び要支 援認定に関す る事務	福祉部	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月31日	□個人番号 ☑その他識別番号		刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
303 介護保険制度 に係る要介護 認定及び要支 援認定に関す る事務	福祉部	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月4日	□個人番号 ☑その他識別番号	認定申請年月日、申請区分、要介護状態区分、認定有効期間、電話番号、受診医療機関、心身の状況、生活状況、サービス利用状況	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無

No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
304	介護保険制度 に係る要介護 認定及び要支 援認定に関す る事務	福祉部 介護保険課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月12日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	要介護認定・要支援認定の有無	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
305	介護保険制度 に係る要介護 認定及び要支 援認定に関す る事務	福祉部 介護保険課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月12日	□個人番号		刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
306	身体障害者福祉法施行事務			☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月16日	□個人番号 □その他識別番号	身体障害者手帳交付の有無(有) 交付年月日、等級、障害名(病名)、障害の 程度、優遇措置	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
307	知的障害者福 祉法施行事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月17日	□個人番号	療育手帳交付の有無(有)、療育手帳交付年 月日、障害の程度、程度の認定基準	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
308	精神保健福祉 相談指導事務			☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月12日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所		刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
309	予防接種事務	市長 健康部 保健予防課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月1日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	PCR検査受診の有無、受診状況(実施日)、検査結果	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		埼玉県朝霞警 察署	無
310	食品営業許可 事務	市長健康部衛生検査課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月12日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □位所	電話番号、資格情報	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		千葉県成田国 際空港警察署	無
311	食品営業許可 事務	市長 健康部 衛生検査課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月27日	□ 個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 2 住所	電話番号	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	藤岡警察署	無
	食品営業許可 事務	市長 健康部 衛生検査課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月23日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	電話番号、資格情報	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号		無
313	食品営業許可 事務	市長 健康部 衛生検査課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月13日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	電話番号、資格情報	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		群馬県警察本 部刑事部組織 犯罪対策課	無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
314 食品営業許可 事務	市長 健康部 衛生検査課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月14日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	電話番号、資格情報	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
315 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月27日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	医療機関等受診履歴(過去5年間)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	高崎警察署	無
316 被保険者資格 台帳作成事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月27日	□個人番号	現在の国民健康保険資格の有無(無)、国民 健康保険資格喪失年月日	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	高崎警察署	無
317 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月7日	□ 日本	医療機関等受診履歴(令和2年1月以降)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	伊勢崎警察署	無
318 被保険者資格 台帳作成事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月7日	□個人番号	国民健康保険資格の有無(無)、国民健康保 険資格履歴(令和2年1月1日以降)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	伊勢崎警察署	無
319 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月7日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	医療機関等受診履歴(過去1年間)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	埼玉県熊谷警 察署	無
320 被保険者資格台帳作成事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月7日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格の有無、連絡先(電話番号)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	埼玉県熊谷警 察署	無
321 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月9日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	医療機関等受診履歴(R2.3~R3.2)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	警視庁立川警 察署	無
322 被保険者資格 台帳作成事務			☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月9日	□個人番号	国民健康保険資格の有無、国民健康保険資格 適用開始年月日、国民健康保険資格届出年月 日、同一世帯員(無)、保険証記号番号	刑事訴訟法第197条第2項に基づ き、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号		無
323 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月13日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	医療機関等受診履歴	刑事訴訟法第197条第2項に基づ き、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号		無

No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
324	被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月13日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	医療機関等受診履歴	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	栃木県足利警 察署	
325	被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月13日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	医療機関等受診履歴(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	栃木県足利警 察署	無
326	被保険者資格台帳作成事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月13日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □位所	国民健康保険資格の有無 (無)、国民健康保 険資格履歴	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	栃木県足利警 察署	無
327	被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月14日	□ 個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 住所	医療機関受診履歴(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
	被保険者資格台帳作成事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月14日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
329	被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月25日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	医療機関受診履歴(H 2 8. 3~R 3. 2)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	栃木県今市警 察署	無
330	被保険者資格台帳作成事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月25日	□ 個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 位所	国民健康保険資格の有無、国民健康保険資格 履歴	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	栃木県今市警 察署	無
331	被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月25日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	医療機関受診履歴(H31.3~R3.2)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
	被保険者資格台帳作成事務			☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月25日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	国民健康保険資格の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
333	被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月25日	□ 日 □ 子の他識別番号 □ 氏名 ☑ 性別 ☑ 生年月日 □ 住所	医療機関受診履歴(R2.1~R3.2)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
334 被保険者資格 台帳作成事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月25日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
335 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月2日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	医療機関受診履歴(R2.4~R3.3)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無
336 被保険者資格 台帳作成事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月2日	□個人番号	国民健康保険資格の有無、国民健康保険資格 取得年月日、被保険証記号番号	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無
337 特定健康診 査・特定保健 指導事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月2日		健診結果(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無
338 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月2日	□その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	医療機関受診履歴(R2.4~R3.3)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無
339 被保険者資格 台帳作成事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月2日	□個人番号	国民健康保険資格の有無、国民健康保険資格 取得年月日、被保険証記号番号	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無
340 特定健康診 查·特定保健 指導事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月2日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	健診結果(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無
341 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月2日		医療機関受診履歴(R2.4~R3.3)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無
342 被保険者資格台帳作成事務	市長 健康部 国民健康保険課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月2日	□個人番号	国民健康保険資格の有無、国民健康保険資格 取得年月日、被保険証記号番号		条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無
343 特定健康診 査・特定保健 指導事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月2日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	健診結果(身長、体重)	刑事訴訟法第197条第2項に基づ き、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
344 被保険者に係る療養の給付事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月2日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	医療機関受診履歴(R2.4~R3.3)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無
345 被保険者資格 台帳作成事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月2日	□個人番号	国民健康保険資格の有無、国民健康保険資格 取得年月日、被保険証記号番号	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無
346 特定健康診 査・特定保健 指導事務	国民健康保険課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月2日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	健診結果(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無
347 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月2日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	医療機関受診履歴(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	北海道札幌方面厚別警察署	無
348 被保険者資格 台帳作成事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月2日	□個人番号	国民健康保険資格の有無 (無)、国民健康保 険資格取得年月日、国民健康保険資格喪失年 月日、国民健康保険資格異動事由		条例第8条 第2項第1 号	北海道札幌方 面厚別警察署	無
349 被保険者資格台帳作成事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月2日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
350 被保険者に係 る療養の給付 事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月2日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	医療機関受診履歴(H28.4~R3.3)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
351 被保険者資格 台帳作成事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月3日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格の有無	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
352 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月9日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	医療機関受診履歴(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
353 被保険者資格 台帳作成事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月9日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格の有無(無)、国民健康保 険資格履歴	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
354 被保険者に係る療養の給付事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月14日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	医療機関受診履歴	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		埼玉県深谷警 察署	
355 被保険者資格 台帳作成事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月14日	□個人番号	国民健康保険資格の有無 (無)、国民健康保 険資格履歴、保険証記号番号、電話番号	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		埼玉県深谷警 察署	無
356 被保険者に係る療養の給付事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月15日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	医療機関受診履歴(H28.4~R3.3)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
357 被保険者資格 台帳作成事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月15日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □位所	国民健康保険資格の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
358 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月15日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	医療機関受診履歴(H28.4~R3.3)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無
359 被保険者資格台帳作成事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月15日	□個人番号	国民健康保険資格の有無、国民健康保険資格 履歴、被保険証記号番号	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無
360 特定健康診 査・特定保健 指導事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月15日	□ 個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 位所	健診結果(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無
361 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月22日	□ 個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 住所	医療機関受診履歴(H28.4~R3.3)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
362 被保険者資格台帳作成事務			☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月22日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
363 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月30日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 □住所	医療機関受診履歴(H30.5~R3.4)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	高崎警察署	無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
364 被保険者資格 台帳作成事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月30日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格の有無、国民健康保険資格 適用開始年月日、保険証記号番号	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	高崎警察署	無
365 被保険者に係る療養の給付事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月30日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	医療機関等受診履歴(R3.3~R3.4)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		大分県佐伯警 察署	無
366 被保険者資格 台帳作成事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月30日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	大分県佐伯警 察署	無
367 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月7日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	医療機関受診履歴(R2.5~R3.4) (無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
368 被保険者資格 台帳作成事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月7日	□個人番号	国民健康保険資格の有無、国民健康保険資格 適用開始年月日、国民健康保険資格適用事 由、国民健康保険証再発行履歴(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
369 被保険者に係 る療養の給付 事務	健康部 国民健康保険課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月7日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	医療機関受診履歴(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
370 被保険者資格 台帳作成事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月7日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □位所	国民健康保険資格の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
371 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月7日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 □住所	医療機関受診履歴(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	新潟県新潟警 察署	無
372 被保険者資格台帳作成事務			☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月7日		国民健康保険資格の有無、国民健康保険資格 適用事由	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号		無
373 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月15日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	医療機関受診履歴(H28.5~R3.4)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
374 被保険者資格 台帳作成事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月15日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
375 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月15日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 □住所	医療機関受診履歴(R2.1~R3.4) (無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
376 被保険者資格台帳作成事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月15日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
377 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月15日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	医療機関受診履歴(R3.1~R3.4) (無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	警視庁	無
378 被保険者資格 台帳作成事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月15日	□個人番号	国民健康保険資格の有無、国民健康保険資格 適用開始年月日、国民健康保険資格適用届出 年月日、世帯内国民健康保険被保険者氏名、 世帯内国民健康保険被保険者生年月日		条例第8条 第2項第1 号	警視庁	無
379 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月15日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	医療機関受診履歴(H31.1~R3.4) (無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	館林警察署	無
380 被保険者資格台帳作成事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月15日	□ 個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 付所	国民健康保険資格の有無(H31.1~R 3.4)(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	館林警察署	無
381 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月15日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	医療機関受診履歴(H28.5~R3.4)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
382 被保険者資格台帳作成事務	市長 健康部 国民健康保険課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月15日	□ 田 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	国民健康保険資格の有無 (無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
383 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月6日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 □住所	医療機関受診履歴(H28.6~R3.5)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
384 被保険者資格台帳作成事務	健康部 国民健康保険課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月6日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格の有無	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
385 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月6日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 □住所		刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
386 被保険者資格台帳作成事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月6日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
387 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月6日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 □住所	医療機関受診履歴(R2.1~R3.5)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
388 被保険者資格 台帳作成事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月6日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格の有無(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
389 被保険者に係 る療養の給付 事務	健康部 国民健康保険課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月16日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	医療機関等受診履歴(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	警視庁立川警 察署	無
390 被保険者資格 台帳作成事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月16日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名	国民健康保険資格の有無、国民健康保険資格 適用開始年月日、国民健康保険資格喪失年月 日、国民健康保険資格届出年月日、同一世帯 員(無)、保険証記号番号		条例第8条 第2項第1 号	警視庁立川警 察署	無
391 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月16日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	医療機関受診履歴(R2.3~R3.5)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
392 被保険者資格 台帳作成事務			☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月16日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格の有無	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
393 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月16日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	医療機関等受診履歴(R2.10~R3.5)(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号		無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
394 被保険者資格台帳作成事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月16日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格の有無	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	埼玉県川越警 察署	
395 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月16日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	医療機関受診履歴(H 2 8. 6~R3. 5)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
396 被保険者資格 台帳作成事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月16日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格の有無	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
397 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月17日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	医療機関等受診履歴(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無
398 被保険者資格 台帳作成事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月17日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □位所	国民健康保険資格の有無、国民健康保険資格 適用開始年月日	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無
399 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月23日	□ 旧	医療機関受診履歴(R2.6~R3.5)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
400 被保険者資格 台帳作成事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月23日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格の有無、連絡先(無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
401 被保険者資格 台帳作成事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月26日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格記録	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		警視庁立川警 察署	無
402 被保険者に係 る療養の給付 事務			☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月2日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	医療機関受診履歴(R元. 7~R3. 6)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
403 被保険者資格台帳作成事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月2日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名	国民健康保険資格の有無、国民健康保険資格 適用開始年月日、国民健康保険資格適用開始 時申請書類(本人確認書類の写し)(無)、 国民健康保険被保険者証再発行履歴		条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
404 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月2日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 □住所	医療機関受診履歴(R2.8~R3.6) (無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		群馬県警察本部	
405 被保険者資格 台帳作成事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月2日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格の有無(無)、国民健康保 険資格喪失適用年月日、国民健康保険資格喪 失事由		条例第8条 第2項第1 号		無
406 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月2日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	医療機関受診履歴(H 2 8. 7~R 3. 6) (無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
407 被保険者資格 台帳作成事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月2日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格の有無、国民健康保険資格 適用開始年月日	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
408 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月2日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所	医療機関受診履歴(R2.8~R3.6) (無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
409 被保険者資格 台帳作成事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月2日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日	国民健康保険資格の有無、国民健康保険資格 取得年月日、国民健康保険資格取得事由、国 民健康保険資格喪失年月日、国民健康保除資 格喪失事由、国民健康保険資格適用開始時申 請書類(本人確認書類の写し)(無)、国民 健康保険被保険者証再発行履歴(無)		条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
410 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月15日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 □住所		刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
411 被保険者資格 台帳作成事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月15日	□個人番号	国民健康保険資格の有無 (無)、国民健康保 険資格取得年月日、国民健康保険資格喪失年 月日、連絡先電話番号 (無)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
412 被保険者に係 る療養の給付 事務			☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月24日		医療機関受診履歴(H 2 8. 7~R 3. 6)		条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
413 被保険者資格 台帳作成事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月24日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格の有無	刑事訴訟法第197条第2項に基づ き、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
414 ドライブレ コーダー設 置・運営事業	市長 環境部 ごみ減量課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月13日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿、自動車登録番号、車両番号、音声	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
415 許可書交付関 係事務	市長 環境部 廃棄物対策課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月15日	□個人番号	一般廃棄物収集運搬業許可の有無(無)、一 般廃棄物処分業許可の有無(無)、本籍	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	渋川警察署	無
416 前橋市特別定額給付金支給事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月10日	□個人番号 □その他識別番号	申請事実の有無、申請日、続柄、給付額、給付日、給付方法、給付先口座情報(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無
417 前橋市特別定 額給付金支給 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月28日	□個人番号	申請日、続柄、給付額、給付日、給付方法、 給付先口座情報(金融機関名、支店名、口座 番号、口座名義)		条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無
418 前橋市特別定 額給付金支給 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月16日	□個人番号	申請月、給付額、給付日、給付方法、給付先 口座情報(金融機関名、支店名、口座番号、 口座名義)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無
419 前橋市特別定額給付金支給事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月16日	□個人番号 □その他識別番号	申請月、給付額、給付日、給付方法、給付先 口座情報(金融機関名、支店名、口座番号、 口座名義)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無
420 前橋市特別定額給付金支給事務			☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月16日	□個人番号	申請月、給付額、給付日、給付方法、給付先 口座情報(金融機関名、支店名、口座番号、 口座名義)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生警察署	無
421 前橋市特別定額給付金支給事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月27日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名	申請月、給付額、給付日、給付方法、給付先 口座情報(金融機関名、支店名、口座番号、 口座名義)	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	高崎警察署	無
422 市営住宅防犯 カメラ設置・ 運営事業	市長 都市計画部 建築住宅課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月7日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
423 市営住宅防犯 カメラ設置・ 運営事業	市長 都市計画部 建築住宅課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月15日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づ き、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無

No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
	市営住宅防犯 カメラ設置・ 運営事業		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月13日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	
	駅前駐輪場・ 駐車場等監視 カメラ設置・ 運営事業	建設部	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月12日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。		群馬県警察本 部刑事部捜査 第一課	無
	駅前駐輪場・ 駐車場等監視 カメラ設置・ 運営事業	建設部	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月28日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1号	事第二課	無
	駅前駐輪場・ 駐車場等監視 カメラ設置・ 運営事業	建設部	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月15日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
	市内公園防犯 カメラ設置・ 運営業務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月8日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
	市内公園防犯 カメラ設置・ 運営業務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月8日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
	市内公園防犯 カメラ設置・ 運営業務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月20日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
	市内公園防犯 カメラ設置・ 運営業務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月15日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	第2項第1 号		無
	公園使用許可 及び公園占用 許可事務			☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月1日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	電話番号	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	藤岡警察署	無
	市内公園防犯 カメラ設置・ 運営業務	市長 建設部 公園管理事務所	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月7日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無

No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
	市内公園防犯 カメラ設置・ 運営業務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月21日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
	市内公園防犯 カメラ設置・ 運営業務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月6日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
	市内公園防犯 カメラ設置・ 運営業務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月6日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
	市内公園防犯 カメラ設置・ 運営業務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月27日		容姿	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
	災害受信・出 動指令関係	消防長 消防局 通信指令課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月4日	□個人番号 ☑その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	119番通報の音声記録、電話番号	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
	災害受信・出 動指令関係	消防長 消防局 通信指令課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月31日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 □住所	119番通報の音声記録、電話番号	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
	火災調査報告 事務	消防長 消防局 中央消防署	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月18日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	焼損状況、火災保険契約の状況、職業	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋区検察庁	無
441	救急出動状況	消防長 消防局 千代田分署	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月27日	□個人番号 □その他識別番号	現場到着時の状況、現場での救助状況、傷病の部位・負傷状況、搬送中の傷病者の状態・ 観察内容、各隊の病院収容までの時間経過	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
442	救急出動状況	消防長 消防局 西消防署		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月21日	□個人番号	電話番号、通報内容、傷病者の身体状況(言動含む)、傷病の部位・程度、指令時間		条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
443	火災調査報告 事務(原因)	消防長 消防局 西消防署	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月17日	□個人番号 □その他識別番号	通報日時、現場到着時の状況、放水開始時間、鎮火時間、焼損面積 出火場所及び出火原因	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋区検察庁	無

No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
444	火災調査報告 事務(原因)	消防長 消防局 西消防署	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月5日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	職業、供述内容、り災状況	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋区検察庁	
445	救急出動状況	消防長 消防局 西消防署	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月26日	□個人番号 □その他識別番号	通報内容、現場の状況、傷病者の身体状況、 傷病の部位・程度、処置の内容、医師の診断 による傷病名		条例第8条 第2項第1 号	前橋警察署	無
446	救急出動状況	消防長 消防局 西消防署	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月5日	□個人番号 □その他識別番号	消防覚知時間、現場到着時間、場所、一番最初に現場に到着した時の死者の状況、現場での処置内容、搬送時間、病院到着時間	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋東警察署	無
	西消防署利根 分署敷地内防 犯カメラ設 置・運営事業	消防局 利根分署	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月15日		防犯カメラに写り込む人及び車両	刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査に必要であるため。	条例第8条 第2項第1 号	草加警察署	無
448	水道使用者台 帳関係事務	公営企業管理者 水道局 経営企画課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月8日		開閉区分、開閉栓日(開始日・中止日)、下 水道使用開始日	資産税課による固定資産税の課税調査に使用するため、地方税法第353条第1項第3号に基づき個人情報を提供するもの。	第2項第1	資産税課	無
	給水装置工事 明細書及び給 水装置工事設 計図事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月18日	□個人番号	給水装置工事申込日、着工日、竣工日、接続日、開栓日、給水装置工事材料、配管図、施工業者、メータ口径、メータ番号、用途	資産税課による固定資産税の課税調査に使用するため、地方税法第353条第1項第3号に基づき個人情報を提供するもの。	第2項第1	資産税課	無
	住事ドクンカ児こる者措民務メ・ス一童れ行保置本おテイス人為待にのの本おテイス為待とでののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のので	市民部市民課	□利用□対提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月5日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生用 □住所	支援措置申請の有無(無)	刑事訴訟法第507条に基づき、捜査に必要なため。	第2項第1号		
451	生活保護法施 行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月28日		生活保護受給の有無(有)、保護の種類、保 護費支給額、保護決定履歴、資産状況、扶養 義務者、心身の状況、生活歴及び現況、犯歴	上必要なため。	条例第8条 第2項第1 号	桐生区検察庁	無
	生活保護施行 事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月2日	□個人番号 ☑その他識別番号	保護の有無、保護の種類、保護費支給額、口 座情報、保護の方法、保護決定履歴、生活状 況、資産状況	刑事訴訟法第507条に基づき裁判 執行に必要なため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋区検察庁	無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
453 生活保護法施行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月9日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 ☑生年月日 ☑住所	生活保護受給の有無、保護の種類、保護費支 給額、受給日、受給方法、保護決定履歴	刑事訴訟法507条に基づく調査に 必要なため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋区検察庁	
454 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月27日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 □住所	医療機関受診履歴(令和2年11月から) (無)	刑事訴訟法第507条に基づき、裁判執行に必要なため。	条例第8条 第2項第1 号	館林区検察庁	無
455 被保険者資格 台帳作成事務	市長 健康部 国民健康保険課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月27日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険の区分、国民健康保険資格適用 年月日	刑事訴訟法第507条に基づき、裁判執行に必要なため。	条例第8条 第2項第1 号	館林区検察庁	無
456 被保険者に係 る療養の給付 事務	健康部 国民健康保険課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月15日	□ 旧	医療機関受診履歴(R3.2~R3.4) (無)	刑事訴訟法第507条に基づき、裁判執行に必要なため。	条例第8条 第2項第1 号	館林区検察庁	無
457 被保険者資格 台帳作成事務		□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月15日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格の有無(無)	刑事訴訟法第507条に基づき、裁判執行に必要なため。	条例第8条 第2項第1 号	館林区検察庁	無
458 被保険者に係 る療養の給付 事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月6日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 □住所	医療機関受診履歴(R2.6~R3.5) (無)	刑事訴訟法第507条に基づき、裁判執行に必要なため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋区検察庁	無
459 被保険者資格 台帳作成事務		□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年8月6日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	国民健康保険資格の有無(無)	刑事訴訟法第507条に基づき、裁判執行に必要なため。	条例第8条 第2項第1 号	前橋区検察庁	無
460 自治会長報告 事務	市長部生活課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月7日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	電話番号	て、調査地域に該当する自治会長に対し、調査の趣旨等の説明を行うため、必要な範囲で個人情報を提供するもの。	第2項第2号	群馬県総務部 統計課	
461 自治会長報告 事務	市長 市民部 生活課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月7日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	電話番号	地域住民の福祉に密接に関係し、地 区社協など自治会と深く関係がある 組織であるため、必要な範囲で個人 情報を提供するもの。	第2項第2	前橋市社会福 祉協議会地域 福祉課	無
462 消費生活相談業務	市長 市民部 生活課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月17日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	電話番号、相談内容	特定商取引に関する法律に基づく調 査のため。		群馬県生活こ ども部消費生 活課	無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
463 消費生活相談業務	市長部生活課	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月30日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	電話番号、相談内容資料	特定商取引に関する法律に基づく調査のため。	条例第8条 第2項第2 号	群馬県生活こ ども部消費生 活課	
464 消費生活相談業務	市長部生活課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月7日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 □住所	電話番号	特定商取引に関する法律に基づく調査のため。		経済産業省関 東経済産業局	無
465 消費生活相談 業務	市長部生活課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月14日	□個人番号 ☑その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	電話番号	特定商取引に関する法律に基づく調査のため。		群馬県生活こ ども部消費生 活課	無
466 学生情報取扱 事務	公立大学法人前橋工科 大学 前橋工科大学事務局 学務課	□利用☑提供	□一時的 ☑時限的 □経常的	ら令和4年3月15日		本籍地(都道府県名)、大学名、学部・学科 又は専攻名、免許の種類、入学日、卒業又は 修了予定日、学位、取得した科目及び単位 数、所有免許状		第2項第2		無
467 農業者年金事 務	農業委員会農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月14日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	土地の所在、地目、農業者年金受給者の有無 (無)	市道08-155号線(野中町)道路改良事業に伴う事業用地を取得するために、権利関係を特定する必要があるため。	第2項第5	道路建設課	無
468 贈与税・相続 税の納税猶予 の特例農地に 係る管理事務	農業委員会事務局	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月14日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	納税猶予の有無(無)	市道08-155号線(野中町)道路改良事業に伴う事業用地を取得するために、権利関係を特定する必要があるため。	第2項第5	道路建設課	無
469 農用地利用集 積事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月14日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	土地の所在、地目、権利設定の有無(無)、 権利の種類	市道08-155号線(野中町)道路改良事業に伴う事業用地を取得するために、権利関係を特定する必要があるため。	第2項第5	道路建設課	無
470 農地法事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月14日	□個人番号	地目、地積、地番、農地法第3条の許可申請の有無(無)、農地法第4条の許可申請の有無(無)、農地法第5条の許可申請の有無(無)、農地法第5条の許可申請の有無(無)	市道08-155号線(野中町)道路改良事業に伴う事業用地を取得するために、権利関係を特定する必要があるため。	第2項第5	道路建設課	無
471 贈与税・相続 税の納税猶予 の特例農地に 係る管理事務	農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月6日	□ 個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 付所	納税猶予の有無(無)	市道00-031号線(上部小神明 交差点)整備事業に伴う事業用地を 取得するために、権利関係を特定す る必要があるため。	第2項第5	道路建設課	無
472 農業者年金事 務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月6日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	土地の所在、地目、農業者年金受給者の有無 (無)	市道00-031号線(上部小神明 交差点)整備事業に伴う事業用地を 取得するために、権利関係を特定す る必要があるため。	第2項第5	道路建設課	無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
473 農用地利用集 積事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月6日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	土地の所在、地目、権利設定の有無(無)、 権利の種類	市道00-031号線(上部小神明 交差点)整備事業に伴う事業用地を 取得するために、権利関係を特定す る必要があるため。	第2項第5	道路建設課	無
474 農地法事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月6日	□個人番号	地目、地積、地番、農地法第3条の許可申請の有無(無)、農地法第4条の許可申請の有無(無)、農地法第5条の許可申請の有無(無)、農地法第5条の許可申請の有無	市道00-031号線(上部小神明 交差点)整備事業に伴う事業用地を 取得するために、権利関係を特定す る必要があるため。	第2項第5	道路建設課	無
475 贈与税・相続 税の納税猶予 の特例農地に 係る管理事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月6日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	納税猶予の有無(無)	市道18-120号線整備事業に伴う事業用地を取得するために、権利 関係を特定する必要があるため。		道路建設課	無
476 農業者年金事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月6日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	土地の所在、地目、農業者年金受給者の有無 (無)	市道18-120号線整備事業に伴う事業用地を取得するために、権利関係を特定する必要があるため。		道路建設課	無
477 農用地利用集 積事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月6日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	土地の所在、地目、権利設定の有無(無)、 権利の種類	市道18-120号線整備事業に伴う事業用地を取得するために、権利関係を特定する必要があるため。		道路建設課	無
478 農地法事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月6日	□個人番号	地目、地積、地番、農地法第3条の許可申請の有無(無)、農地法第4条の許可申請の有無(無)、農地法第5条の許可申請の有無(無)、農地法第5条の許可申請の有無(無)			道路建設課	無
479 農用地利用集 積事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月13日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	土地の所在、地目、権利設定の有無(有)、 権利の種類	令和4年度群馬県小規模農村整備事業の事業申請のために、権利関係を特定する必要があるため。		農村整備課	無
480 農地法事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月13日	□個人番号	地目、地積、地番、農地法第3条の許可申請の有無(有)、農地法第4条の許可申請の有無(有)、農地法第5条の許可申請の有無(有)、農地法第5条の許可申請の有無			農村整備課	無
481 贈与税・相続 税の納税猶予 の特例農地に 係る管理事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月14日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	納税猶予の有無(無)	市道00-109号線(南高校通線)道路改良事業における事業用地の代替地を取得するために、権利関係を特定する必要があるため。		道路建設課	無
482 農業者年金事 務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月14日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	土地の所在、地目、農業者年金受給者の有無 (無)	市道00-109号線(南高校通線)道路改良事業における事業用地の代替地を取得するために、権利関係を特定する必要があるため。		道路建設課	無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
483 農用地利用集 積事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月14日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	土地の所在、地目、権利設定の有無(無)、 権利の種類	市道00-109号線(南高校通線)道路改良事業における事業用地の代替地を取得するために、権利関係を特定する必要があるため。	条例第8条 第2項第5 号	道路建設課	無
484 農地法事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月14日	□個人番号 □その他識別番号	地目、地積、地番、農地法第3条の許可申請の有無(無)、農地法第4条の許可申請の有無(無)、農地法第5条の許可申請の有無(無)、農地法第5条の許可申請の有無	市道00-109号線(南高校通線)道路改良事業における事業用地の代替地を取得するために、権利関係を特定する必要があるため。	条例第8条 第2項第5 号	道路建設課	無
485 農用地利用集 積事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月17日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	土地の所在、地目、権利設定の有無(有)、 権利の種類	令和3年度大区画ほ場整備事業の事業申請のために、権利設定を特定する必要があるため。		農村整備課	無
486 農地法事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月17日	□個人番号	地目、地積、地番、農地法第3条の許可申請の有無(無)、農地法第4条の許可申請の有無(無)、農地法第5条の許可申請の有無(無)、農地法第5条の許可申請の有無			農村整備課	無
487 火災等即報	消防長 消防局 通信指令課	□利用☑提供	□一時的 □時限的 ☑経常的	平成18年4月1日から	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 ☑性別 ☑生年月日 ☑住所	被災概要、電話番号	被害状況調査事務の情報提供を行うもの。	条例第8条 第2項第5 号	防災危機管理 課	無
488 固定資産税賦課事務	市長 財務部 資産税課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月7日		固定資産所在地名・地番・地目・地積・評価 額(評価証明書)	土地収用法第3条第1項第1号及び 同条第2号の規定に基づく工事所要 用地取得に伴い、補償費算定が必要 であるため。	第2項第6	国土交通省関 東地方整備局 高崎河川国道 事務所	無
489 固定資産税賦課事務	市長 財務部 資産税課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年9月27日		固定資産所在地名・地番・地目・地積・評価 額(評価証明書)	土地収用法第3条第1項第1号及び 同条第2号の規定に基づく工事所要 用地取得に伴い、補償費算定が必要 であるため。	第2項第6	国土交通省関 東地方整備局 高崎河川国道 事務所	無
490 生活保護法施行事務	市長 福祉部 社会福祉課	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月14日	□ 日本	保護決定履歴、保護の種類	障害者総合支援法第12条に基づき 障害者総合支援法利用者負担決定資 料として必要なため。	条例第8条 第2項第6 号	太田市障がい 福祉課	無
491 墓地等経営許可関係事務	市長 健康部 衛生検査課		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月30日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所		群馬県が施行する道路法第15条に 基づく、主要地方道前橋赤城線の交 差点改良工事に必要な事業用地を取 得するために、その権利者を確定す る必要があるため。	第2項第6	前橋土木事務所	無
492 農用地利用集 積事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月20日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	所有権以外の権利 (利用権・借地権・賃借権 等) (無)	市道18-476号線、18-50 2号線整備事業の事業用地取得に伴い必要となるため。		道路建設課	無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
493 農業者年金事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月20日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	農業者年金受給者の有無(無)	市道18-476号線、18-50 2号線整備事業の事業用地取得に伴 い必要となるため。		道路建設課	無
494 贈与税・相続 税の納税猶予 の特例農地に 係る管理事務	農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月20日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	納税猶予の適用の有無(無)	市道18-476号線、18-50 2号線整備事業の事業用地取得に伴 い必要となるため。		道路建設課	無
495 農地法業務	農業委員会農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月21日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	地目、地積、地番、農地法第4条の許可申請 の有無(無)、農地法第5条の許可申請の有 無(有)	(主) 前橋玉村線の用地取得に伴い、土地収用法第68条により権利 消滅に伴う補償を適切に実施するため。	第2項第6	前橋土木事務所	無
496 農用地利用集 積事務	農業委員会農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月22日		農業経営基盤強化促進法による権利設定 (有)	(主) 前橋玉村線の用地取得に伴い、土地収用法第68条により権利 消滅に伴う補償を適切に実施するため。	第2項第6	前橋土木事務所	無
497 農業者年金事 務	農業委員会農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月22日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	農業者年金受給者の有無(無)	(主) 前橋玉村線の用地取得に伴い、土地収用法第68条により権利 消滅に伴う補償を適切に実施するため。	第2項第6	前橋土木事務所	無
498 贈与税・相続 税の納税猶予 の特例農地に 係る管理事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月22日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	納税猶予の適用の有無(有)	(主) 前橋玉村線の用地取得に伴い、土地収用法第68条により権利 消滅に伴う補償を適切に実施するため。	第2項第6	前橋土木事務所	無
499 農地法業務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年4月22日	□個人番号	地目、地積、地番、農地法第4条の許可申請 の有無(無)、農地法第5条の許可申請の有 無(有)	(主) 前橋玉村線の用地取得に伴い、土地収用法第68条により権利 消滅に伴う補償を適切に実施するため。	第2項第6	前橋土木事務所	無
500 農用地利用集 積事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月17日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	農業経営基盤強化促進法による権利設定 (有)	(主) 前橋玉村線の用地取得に伴い、土地収用法第68条により権利 消滅に伴う補償を適切に実施するため。	第2項第6	前橋土木事務所	無
501 農業者年金事 務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月17日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	農業者年金受給者の有無(無)	(主) 前橋玉村線の用地取得に伴い、土地収用法第68条により権利 消滅に伴う補償を適切に実施するため。	第2項第6	前橋土木事務所	無
502 贈与税・相続 税の納税猶予 の特例農地に 係る管理事務	農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月17日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	納税猶予の適用の有無(有)	(主) 前橋玉村線の用地取得に伴い、土地収用法第68条により権利 消滅に伴う補償を適切に実施するため。	第2項第6	前橋土木事務所	無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
503 農地法業務	農業委員会農業委員会事務局	□利用□浸提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月17日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	地目、地積、地番、農地法第4条の許可申請 の有無(無)、農地法第5条の許可申請の有 無(有)	(主) 前橋玉村線の用地取得に伴い、土地収用法第68条により権利 消滅に伴う補償を適切に実施するため。	第2項第6	前橋土木事務所	
504 農用地利用集 積事務	農業委員会農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月21日	□個人番号 □その他識別番号 □氏名 □性別 □生年月日 □住所	所有権以外の権利(利用権・借地権・賃借権 等)(有)	市道00-081号線、12-23 1号線整備事業の事業用地取得に伴 い必要となるため。		道路建設課	無
505 農業者年金事 務	農業委員会農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月21日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	農業者年金受給者の有無(有)	市道00-081号線、12-23 1号線整備事業の事業用地取得に伴 い必要となるため。		道路建設課	無
506 贈与税・相続 税の納税猶予 の特例農地に 係る管理事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月21日	□ 個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 2住所	納税猶予の適用の有無(無)	市道00-081号線、12-23 1号線整備事業の事業用地取得に伴 い必要となるため。		道路建設課	無
507 農用地利用集 積事務	農業委員会農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月31日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	所有権以外の権利(永小作権・借地権・賃貸 借権)(無)	市道00一352号線道路改良事業に伴う用地買収に伴い必要となるため。		東部建設事務所	無
508 農業者年金事 務	農業委員会農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年5月31日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	農業者年金受給者の有無(無)	市道00一352号線道路改良事業に伴う用地買収に伴い必要となるため。		東部建設事務所	無
509 農地法業務	農業委員会農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月16日	□個人番号	地目、地積、地番、農地法第4条の許可申請 の有無(無)、農地法第5条の許可申請の有 無(無)	(主) 前橋玉村線の用地取得に伴い、土地収用法第68条により権利 消滅に伴う補償を適切に実施するため。	第2項第6	前橋土木事務所	無
510 農用地利用集 積事務	農業委員会農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月24日		所有権以外の権利(永小作権・借地権・賃貸 借権)(有)	市道00-191号線及び市道19-4044号線、市道20-3446号線ほか道路改良事業に伴う用地買収に必要となるため。	第2項第6	東部建設事務所	無
511 農業者年金事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月24日		農業者年金受給者の有無(無)	市道00-191号線及び市道19-4044号線、市道20-3446号線道路改良事業に伴う用地買収に必要となるため。	第2項第6		無
512 農用地利用集 積事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月29日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	農業経営基盤強化促進法による権利設定 (有)	(一) 苗ヶ島飯土井線の用地取得に 伴い、土地収用法第68条により権 利消滅に伴う補償を適切に実施する ため。	第2項第6		無

No. 事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
513 農業者年金事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月29日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	農業者年金受給者の有無(無)	(一) 苗ヶ島飯土井線の用地取得に 伴い、土地収用法第68条により権 利消滅に伴う補償を適切に実施する ため。	第2項第6	前橋土木事務所	
514 贈与税・相続 税の納税猶予 の特例農地に 係る管理事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月29日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	納税猶予の適用の有無(無)	(一) 苗ヶ島飯土井線の用地取得に 伴い、土地収用法第68条により権 利消滅に伴う補償を適切に実施する ため。	第2項第6		無
515 農地法業務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月29日	□個人番号	地目、地積、地番、農地法第4条の許可申請 の有無(有)、農地法第5条の許可申請の有 無(有)	(一) 苗ヶ島飯土井線の用地取得に 伴い、土地収用法第68条により権 利消滅に伴う補償を適切に実施する ため。	第2項第6	前橋土木事務所	無
516 農地台帳事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年6月29日		農業経営者、所有者、耕作者(又は、借受 人)	表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律に基づく解消作業における探索対象土地について、所有者等の特定に必要なため。	第2項第6		無
517 農地法業務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月5日	□個人番号	地目、地積、地番、農地法第4条の許可申請 の有無(無)、農地法第5条の許可申請の有 無(無)				無
518 農用地利用集 積事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月12日		農業経営基盤強化促進法による権利設定 (有)	市道00-105号線((都)西善 玉村線市道)道路整備事業に伴う事 業用地を取得するために、権利関係 を特定する必要があるため。	第2項第6	道路建設課	無
519 農業者年金事 務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月12日	□信人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	農業者年金受給者の有無(無)	市道00-105号線((都)西善玉村線市道)道路整備事業に伴う事業用地を取得するために、権利関係を特定する必要があるため。	第2項第6	道路建設課	無
520 贈与税・相続 税の納税猶予 の特例農地に 係る管理事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月12日	□ 個人番号 □ その他識別番号 □ 氏名 □ 性別 □ 生年月日 □ 付所	納税猶予の適用の有無(有)	市道00-105号線((都)西善玉村線市道)道路整備事業に伴う事業用地を取得するために、権利関係を特定する必要があるため。	第2項第6	道路建設課	無
	農業委員会 農業委員会事務局		☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月12日	□個人番号 □その他識別番号	地目、地積、地番、農地法第3条の許可申請の有無(無)、農地法第4条の許可申請の有無(有)、農地法第5条の許可申請の有無(有)		第2項第6	道路建設課	無
522 農用地利用集 積事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月12日	□ 旧/ 日/	農業経営基盤強化促進法による権利設定 (有)	市道06-394号線(鳥取町)道路改良事業に伴う事業用地を取得するために、権利関係を特定する必要があるため。	第2項第6	道路建設課	無

No.	事務の名称	所掌組織名	区分	形態	目的外提供年月日	目的外提供を行う 基本的な記録項目	目的外提供を行うその他記録項目	目的外提供を行う理由	目的外提供 を行う根拠	目的外提供先	オンライ ン結合に よる提供
523	農業者年金事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月12日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	農業者年金受給者の有無(無)	市道06-394号線(鳥取町)道路改良事業に伴う事業用地を取得するために、権利関係を特定する必要があるため。	第2項第6	道路建設課	無
524	贈与税・相続 税の納税猶予 の特例農地に 係る管理事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月12日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	納税猶予の適用の有無(有)	市道06-394号線(鳥取町)道路改良事業に伴う事業用地を取得するために、権利関係を特定する必要があるため。	第2項第6	道路建設課	無
525	農地法業務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月12日	□個人番号	地目、地積、地番、農地法第3条の許可申請の有無(無)、農地法第4条の許可申請の有無(有)、農地法第5条の許可申請の有無(有)	路改良事業に伴う事業用地を取得するために、権利関係を特定する必要があるため。	第2項第6号	道路建設課	無
526	農用地利用集 積事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月12日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	農業経営基盤強化促進法による権利設定 (有)	(一級河川) 石田川の用地取得に伴い、土地収用法第68条により権利 消滅に伴う補償を適切に実施するため。	第2項第6	前橋土木事務所	無
527	農業者年金事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月12日		農業者年金受給者の有無(無)	(一級河川) 石田川の用地取得に伴い、土地収用法第68条により権利 消滅に伴う補償を適切に実施するため。	第2項第6 号	前橋土木事務所	無
528	贈与税・相続 税の納税猶予 の特例農地に 係る管理事務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月12日	□個人番号 □その他識別番号 ☑氏名 □性別 □生年月日 ☑住所	納税猶予の適用の有無(有)	(一級河川) 石田川の用地取得に伴い、土地収用法第68条により権利 消滅に伴う補償を適切に実施するため。	第2項第6 号	所	
529	農地法業務	農業委員会 農業委員会事務局	□利用 ☑提供	☑一時的 □時限的 □経常的	令和3年7月12日	□個人番号	地目、地積、地番、農地法第3条の許可申請の有無(無)、農地法第4条の許可申請の有無(有)、農地法第5条の許可申請の有無(有)	(一級河川) 石田川の用地取得に伴い、土地収用法第68条により権利 消滅に伴う補償を適切に実施するため。	第2項第6	前橋土木事務所	無